

---

---

# 桜井市バリアフリー基本構想

---

---

平成 30 年 3 月

桜 井 市



<b>第1章</b>	<b>バリアフリー基本構想の概要</b>	<b>1</b>
1-1	策定の背景と目的	1
1-2	基本構想の位置づけ	3
<b>第2章</b>	<b>桜井駅周辺地区の概況整理</b>	<b>4</b>
2-1	位置	4
2-2	高齢者・障害者等の人口推移	5
2-3	公共交通機関の現況	10
2-4	周辺施設の立地状況	12
2-5	観光客数の推移等	14
2-6	市民の意向	15
<b>第3章</b>	<b>上位・関連計画</b>	<b>17</b>
3-1	上位計画	17
3-2	関連計画	20
<b>第4章</b>	<b>基本理念・基本方針</b>	<b>23</b>
4-1	基本理念	23
4-2	基本方針	24
<b>第5章</b>	<b>重点整備地区の区域及び生活関連施設、生活関連経路</b>	<b>25</b>
5-1	重点整備地区	25
5-2	生活関連施設	26
5-3	生活関連経路	27
<b>第6章</b>	<b>桜井駅周辺地区の課題抽出</b>	<b>30</b>
6-1	現地踏査・ワークショップの概要	30
6-2	桜井駅の課題・問題点	31
6-3	生活関連経路の課題・問題点	36
6-4	生活関連施設の課題・問題点	43
<b>第7章</b>	<b>実施すべき特定事業等</b>	<b>46</b>
7-1	特定事業	46
7-2	公共交通特定事業計画	48
7-3	道路特定事業計画	50
7-4	建築物特定事業計画	55
7-5	路外駐車場特定事業計画	56
7-6	都市公園特定事業計画	57
7-7	その他の特定事業	58
7-8	心のバリアフリーの推進	59

<b>第8章 構想の実現に向けて</b> . . . . .	<b>61</b>
8-1 バリアフリー基本構想の実現に向けた連携・協働 . . . . .	61
8-2 バリアフリー基本構想の進行管理 . . . . .	62

**参考資料**

策定の経緯 . . . . .	63
用語集 . . . . .	65

# 第1章 バリアフリー基本構想の概要

## 1-1 策定の背景と目的

わが国では、世界に類をみない速さで高齢化が進んでおり、『国立社会保障・人口問題研究所』の将来人口の推計結果によると、平成52(2040)年には高齢化率(65歳以上の高齢者人口の総人口に対する割合)が約35%に達することが見込まれています。また、障害のある人もない人も、お互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す“ノーマライゼーション”の理念に基づき、高齢者・障害者をはじめとした誰もが安心・快適な生活を送ることができる環境の整備が急務となっています。

一方、桜井市(以下、「本市」という)でも高齢化率が平成27年度で30%近くに達し、本格的な高齢社会を迎えようとしています。これに伴い、高齢者、障害者等を含むすべての人が同じように生活し活動できる社会の実現が強く望まれており、本市では、『第5次桜井市総合計画』、『桜井市都市計画マスタープラン』等の上位計画、『第3次桜井市障害者福祉基本計画』等の関連計画に基づき、鋭意取り組んでいるところです。

特に、近鉄桜井駅、JR桜井駅(以下、「桜井駅」という)は、エレベーターが設置されるなど、バリアフリー経路の充実化が進められていますが、クルマ社会の進展に伴い、利用者数は減少傾向を示しています。また、桜井駅周辺では、人口・商業施設が郊外部へ流出(移転)するなど、まちの活力や魅力の低下が懸念されています。今後も人口減少・少子高齢化の進展が見込まれる中、まちの活力や魅力を更に向上させるためには、本市の玄関口である桜井駅を中心に商業・医療・福祉施設などの都市施設の誘導を進め、まちなかへの吸引力を高めるとともに、都市サービスを誰もが平等に享受できる移動環境を構築する必要があります。

このような背景の中、平成18(2006)年に『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下、「バリアフリー新法」という。)]が施行されました。このバリアフリー新法では、公共交通機関、公共施設、道路、公園等のバリアフリー化を促進するとともに、駅を中心とした地区や、高齢者・障害者等が利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進することとなっています。

そこで、本市では、このバリアフリー新法に基づき、桜井駅周辺地区(桜井駅を中心とした概ね徒歩圏域)を対象に「桜井市バリアフリー基本構想(以下、「本基本構想」という)」を策定することとしました。本基本構想は、国・県・交通事業者等の施設管理者だけでなく、市民の意向を踏まえつつ、駅、駅前広場、道路、公園、駐車場等のバリアフリー化を推進していくための基本的な方針や、実施すべきハード・ソフト施策についてとりまとめたものです。これら施策を推進し、桜井駅周辺地区の利便性・安全性を高め、誰もが安心して移動できるまちの実現を目指します。

## 【参考】バリアフリー新法の制定

高齢者や障害のある方等の自立した日常生活及び社会生活の確保に向け、平成 6 年 9 月に、建築物のバリアフリー化を進めるため、『高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（以下、「ハートビル法」という）』が、平成 12 年 11 月に、鉄道やバス等の公共交通機関の旅客施設、車両、旅客施設周辺の道路や信号機等のバリアフリー化を進めるため、『高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下、「交通バリアフリー法」という）』が施行されました。また、平成 18 年 12 月には、より一体的・連続的な移動空間を形成する総合的なバリアフリー施策を推進するため、『ハートビル法』と『交通バリアフリー法』を統合した『バリアフリー新法』が施行されました。

### ハートビル法(平成 6 年)

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律

### 交通バリアフリー法(平成 12 年)

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律

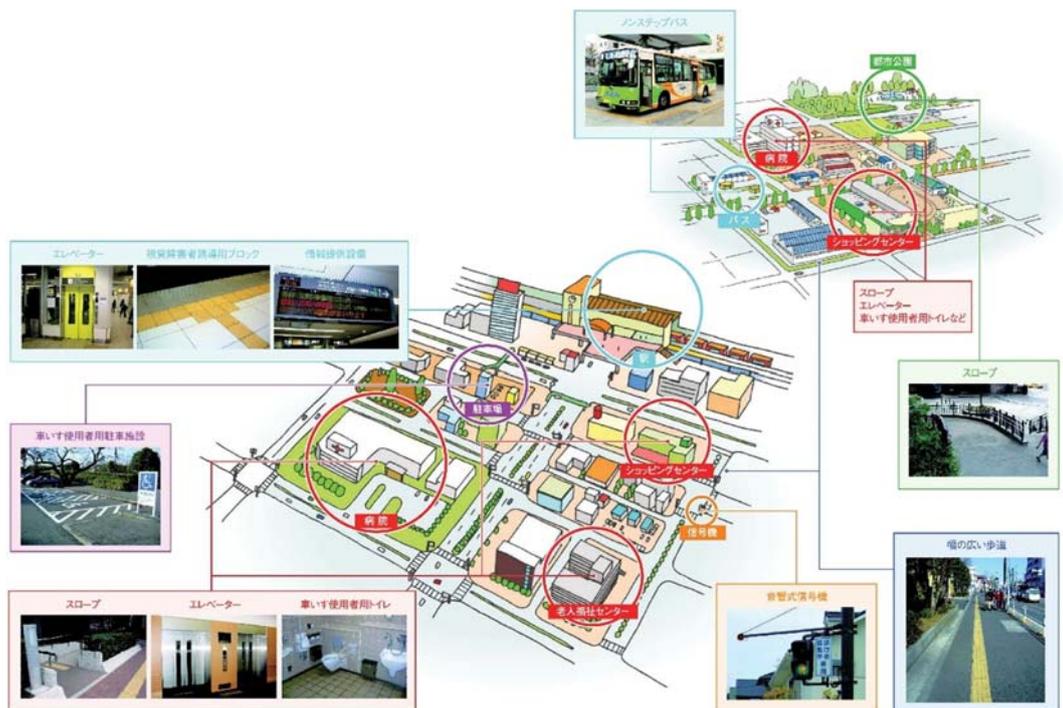
## バリアフリー新法(平成 18 年)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律  
(平成 18 年 6 月 21 日公布, 平成 18 年 12 月 20 日施行)

公共施設や建築物のバリアフリー化の推進

地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

心のバリアフリーの推進



出典) バリアフリー新法の解説

## 1-2 基本構想の位置づけ

本基本構想は、本市の最上位の行政計画となる『第5次桜井市総合計画』などの上位計画や、高齢者や障害者等に関する施策全般にわたる方向性を示した『桜井市老人保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画』『第3次桜井市障害者福祉基本計画』などの関連計画と整合を図り、策定します。

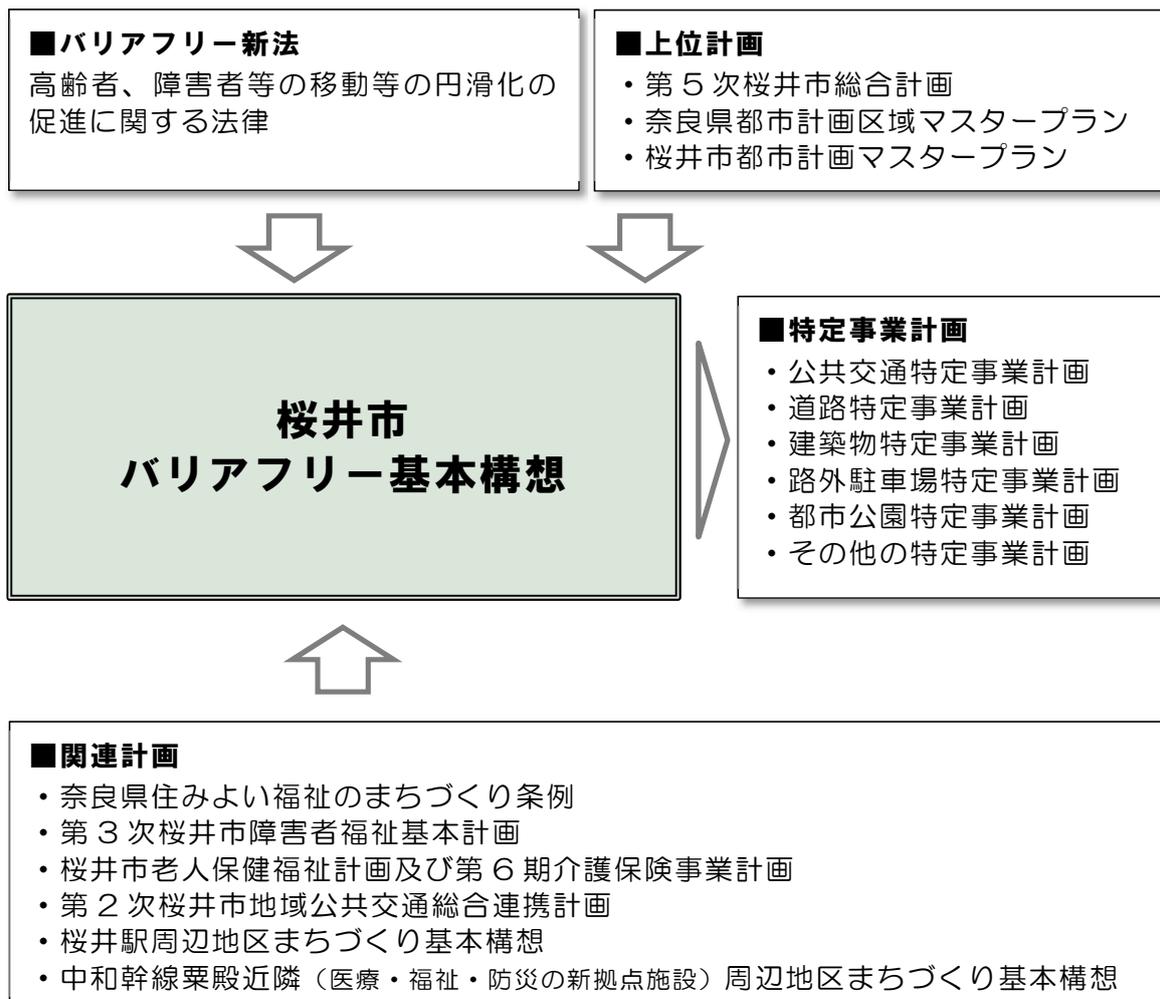


図. 桜井市バリアフリー基本構想の位置づけ

## 第2章 桜井駅周辺地区の概況整理

### 2-1 位置

本市は、大阪湾に注ぐ大和川の上流、奈良盆地の東南部に位置し、東西 11.9km、南北 16.4km、面積は 98.91km<sup>2</sup>で、奈良県の総面積の約 2.7%を占めています。また、東側と南側は山々に囲まれており、市域全面積の約 60%が山間部となっています。

本市の鉄道は、近鉄大阪線と JR 桜井線が通っており、近鉄大阪線には大福駅、桜井駅、大和朝倉駅、長谷寺駅の 4 駅、JR 桜井線には桜井駅、三輪駅、巻向駅の 3 駅があり、桜井駅でそれぞれの路線が乗り入れています。一方、本市の道路網は、周辺都市を結ぶ広域幹線道路として、中和幹線、国道 165 号、166 号、169 号等が南北・東西方向に整備されており、これらの広域幹線道路と連絡する県道・市道により形成されています。

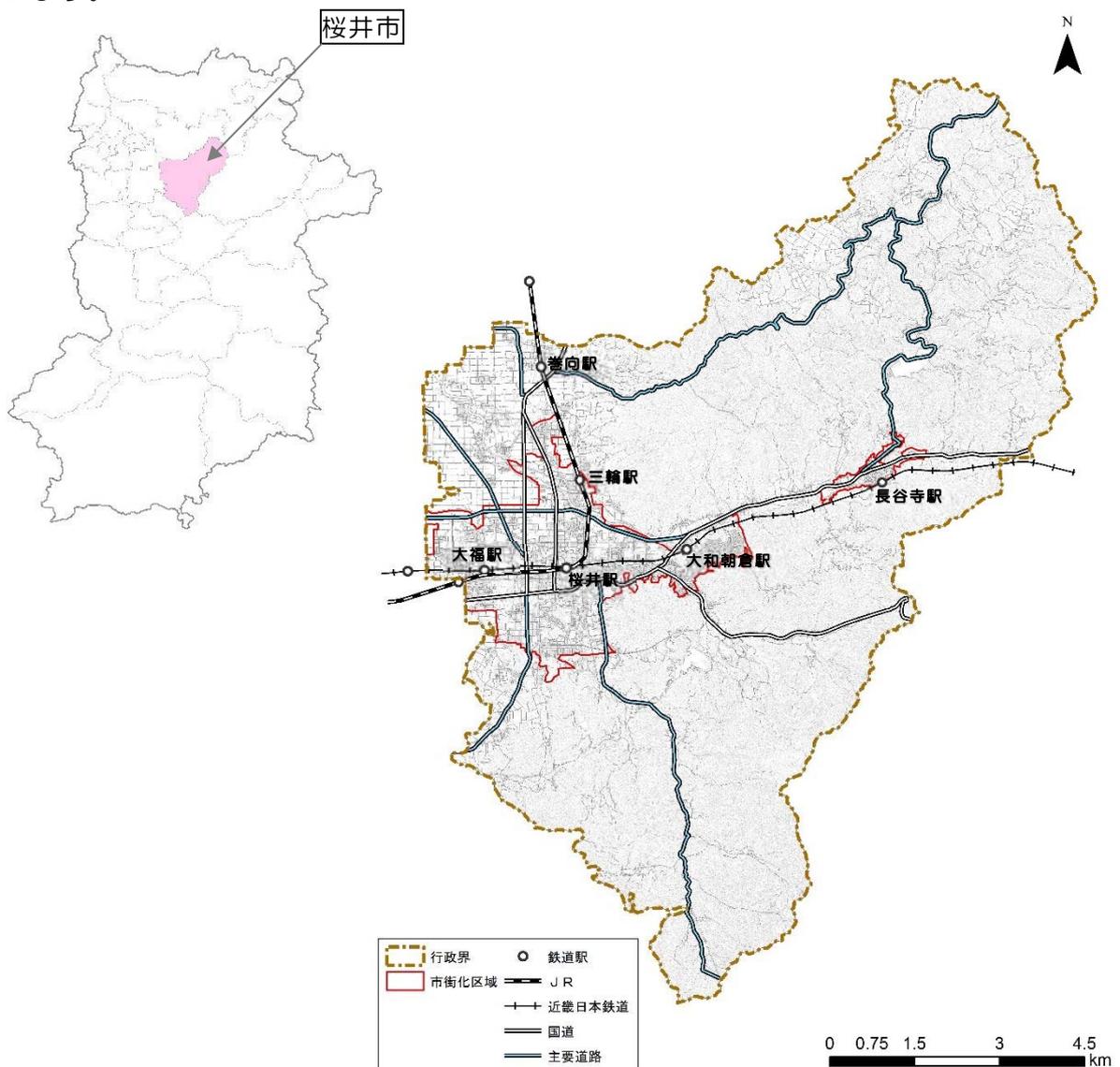


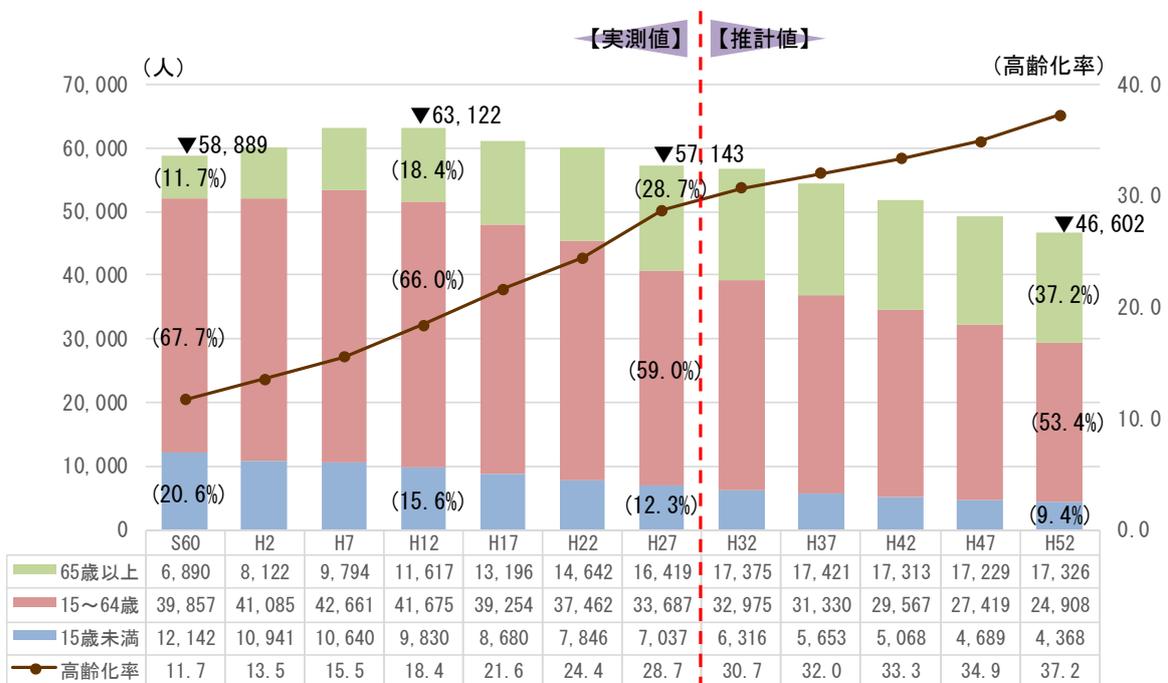
図. 桜井市の位置

## 2-2 高齢者・障害者等の人口推移

### (1) 人口

本市の人口は昭和 60 年時点で 58,889 人でしたが、平成 12 年時点の 63,122 人をピークに減少傾向に転じ、平成 27 年時点では 57,143 人となっています。『国立社会保障・人口問題研究所』による人口推計結果によると、今後も減少傾向は続き、平成 52 年時点では 46,602 人にまで減少することが予想されています。

また、15 歳未満の若年人口は昭和 60 年以降減少傾向を示しているのに対し、65 歳以上の高齢者人口は、昭和 60 年以降増加傾向を示しています。『国立社会保障・人口問題研究所』による将来の人口推計結果によると、今後も増加傾向は続き、平成 52 年時点では 17,326 人（高齢化率：37.2%）にまで増加することが予想されています。

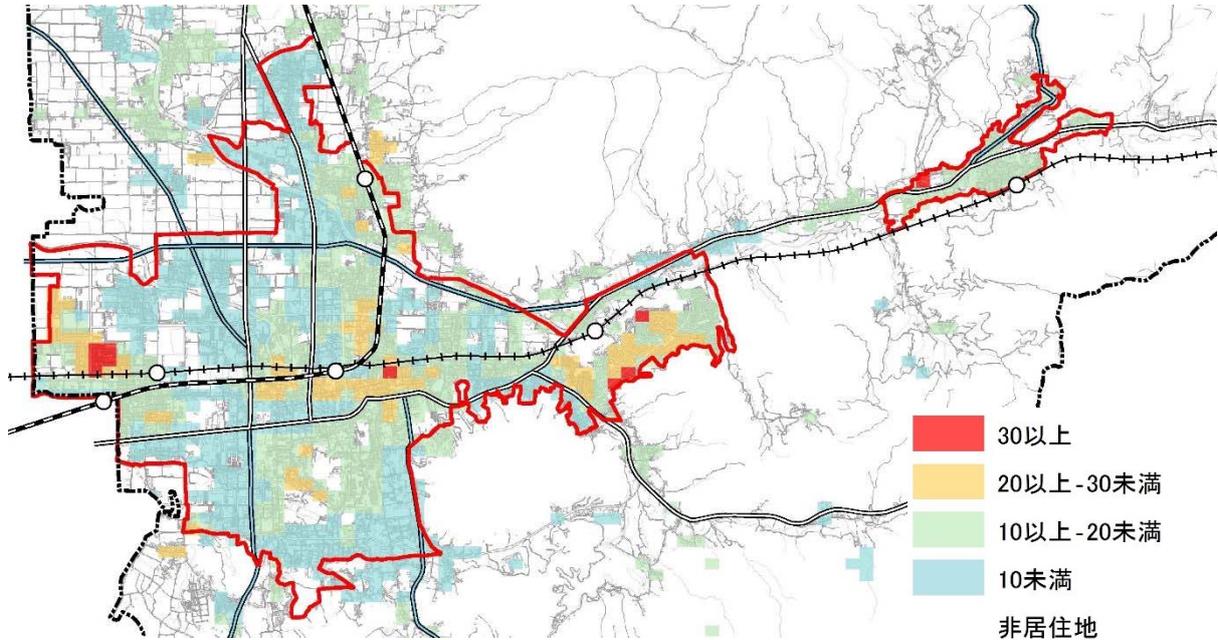


出典) H27 までの人口：国勢調査  
 H32 以降の人口：国立社会保障・人口問題研究所  
 ※国勢調査（H22）を基に推計  
 ※年齢不詳者は含まない

図. 人口の推移

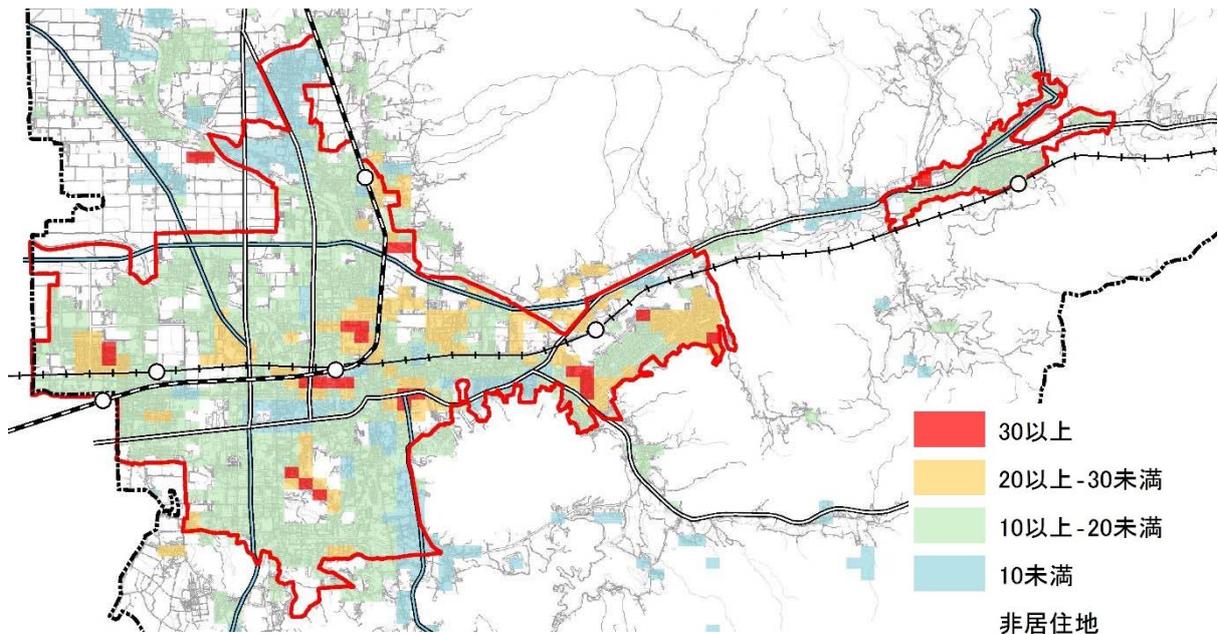
## (2) 高齢者

平成 22 年、平成 52 年時点における高齢者（65 歳以上）の人口密度を示します。2 時点ともに、駅周辺部や朝倉団地等の居住地として人口密度が高い地域を中心に、高齢者が多く分布していることがわかります。また、2 時点と比較すると、市街化区域全体に高齢者の人口密度が増加しています。特に、本市の玄関口である桜井駅周辺で高齢者が増加しており、30 人/ha 以上の値を示しています。



※ 国勢調査（H22）を基に 100mメッシュに配分した結果

図. 高齢者の人口密度（平成 22 年）

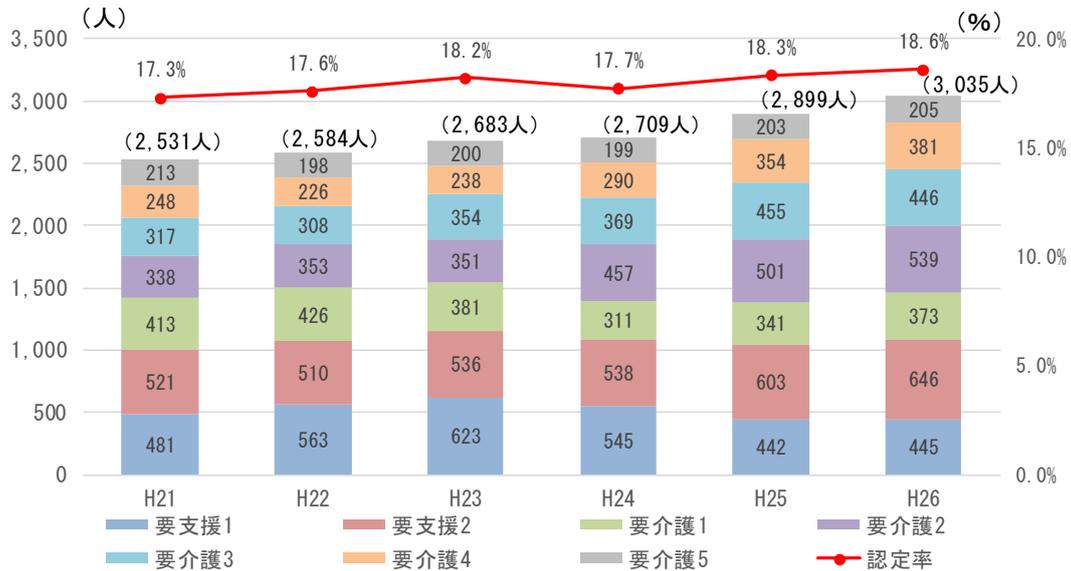


※ 国立社会保障人口問題研究所による推計結果を基に  
100mメッシュに配分した結果

図. 高齢者の人口密度（平成 52 年）

### (3) 要支援・要介護認定者数

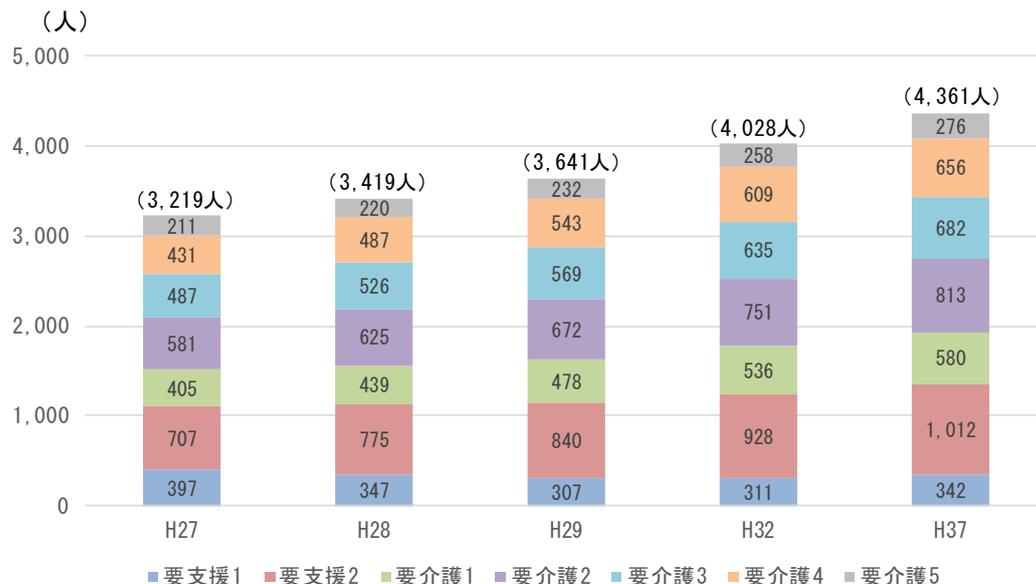
要支援・要介護認定者数は、平成 21 年以降増加傾向を示しており、平成 21 年から平成 26 年にかけて 504 人増加しています。また、認定率（65 歳以上人口に占める要支援・要介護認定者数の割合）についても、平成 21 年の 17.3%から平成 26 年の 18.6%へと 1.3 ポイント上昇しています。



出典) 桜井市老人保健福祉計画及び第 6 期介護保険事業計画

図. 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は、今後も増加することが予想されており、平成 27 年から平成 37 年の 10 年間で 1,142 人増加することが見込まれています。また、認定区分別にみると、要支援 1 の認定者数は、将来、減少することが見込まれていますが、その他の認定区分では、いずれも増加することが見込まれています。

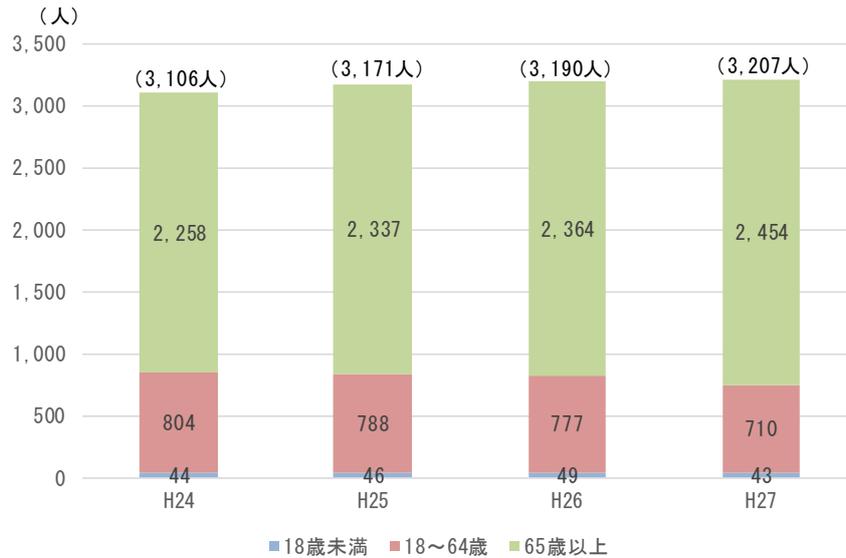


出典) 桜井市老人保健福祉計画及び第 6 期介護保険事業計画

図. 要支援・要介護認定者数の推計

#### (4) 障害者人口

年齢別身体障害者手帳交付数の推移をみると、18歳未満、18～64歳の方は横ばいもしくは減少傾向を示しているのに対し、65歳以上の高齢者は増加傾向を示しており、平成27年度の総数は3,207人となっています。障害等級別身体障害者手帳交付数の推移をみると、3級、4級、6級で年々増加傾向にあり、平成24年度から平成27年度の4年間で、4級では48人、6級では16人増加しています。



出典) 桜井市障害者福祉基本計画

図. 年齢別身体障害者手帳交付数の推移



出典) 桜井市障害者福祉基本計画

図. 障害等級別身体障害者手帳交付数の推移

障害の部位別身体障害者手帳交付数をみると、肢体不自由者が最も多く、1,719人(全体の約53.6%)です。等級別でみると、1級に認定されている方が最も多く、949人(全体の約29.6%)です。

表. 障害の部位別身体障害者手帳交付数

区分	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語そしゃく障害	肢体不自由	内部障害	総数
1級	107	36	0	311	495	949
2級	67	73	5	285	6	436
3級	14	46	23	372	132	587
4級	20	101	10	502	190	823
5級	35	1	0	171	0	207
6級	24	103	0	78	0	205
計	267	360	38	1,719	823	3,207

出典) 桜井市障害者福祉基本計画

年齢別療育手帳交付数の推移をみると、各年齢区分で微増傾向を示しており、平成27年度の総数は586人となっています。

表. 年齢別療育手帳交付数の推移

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
18歳未満	177	152	178	181
18~64歳	322	359	352	364
65歳以上	34	42	39	41
計	533	553	569	586

出典) 桜井市障害者福祉基本計画

障害等級別精神障害者保健福祉手帳交付数の推移をみると、各等級で増加傾向を示しており、3級に認定された方は平成27年度で58人にまで増加し、平成23年度と比較すると、約2.5倍になっています。

表. 障害等級別精神障害者保健福祉手帳交付数の推移

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
1級	37	36	41	39	43
2級	156	172	181	191	209
3級	23	25	32	43	58
計	216	233	254	273	310

出典) 桜井市障害者福祉基本計画

## 2-3 公共交通機関の現況

### (1) 鉄道の状況

本市内には近鉄大阪線と JR 桜井線が通っており、近鉄大阪線には大福駅、桜井駅、大和朝倉駅、長谷寺駅の 4 駅、JR 桜井線には桜井駅、三輪駅及び巻向駅の 3 駅があり、桜井駅でそれぞれの路線が乗り入れています。

近鉄桜井駅の平日には 248 便、土日には 234 便が運行しており、1 日の平均乗降客数は市内に位置する鉄道駅で最も多く、17,930 人が利用しています。一方、JR 桜井駅の平日・土日には 55 便が運行しており、1 日の平均乗降客数は 4,132 人です。両駅の乗降客数は、特定旅客施設となる目安の 1 日平均利用者数 3,000 人以上を上回っています。



出典) 桜井市統計書

図. 1 日あたりの平均乗降客数の推移

表. 近鉄桜井駅及び JR 近鉄駅のサービス水準

		運行便数 (便)		1 日 平均利用者数
		平日	土曜・休日	
近鉄桜井駅	上り	124	113	17,137 人
	下り	124	121	
JR 桜井駅	上り	31	31	4,132 人
	下り	24	24	

出典) 西日本旅客鉄道株式会社 (2017.4.11 現在)  
近畿日本鉄道株式会社 (2016.3.19 現在)

## (2) 路線バス等の状況

本市内には、奈良交通が運行する路線バス（3路線）と、桜井市コミュニティバス（4路線）が桜井駅を中心に運行しています。

表. 路線バス交通・コミュニティバスの運行状況

路線バス（奈良交通）	天理桜井線（桜井駅北口～天理市天理駅） 桜井菟田野線（桜井駅南口～宇陀市菟田野） 桜井飛鳥線（桜井駅南口～明日香村石舞台）
桜井市 コミュニティバス	初瀬・朝倉台線（桜井駅北口～吉隠柳口） 西北部循環路線（桜井駅北口～山の辺病院～桜井駅北口） 南循環路線（桜井駅北口～済生会中和病院～桜井駅北口） 多武峯線（桜井駅南口～談山神社）

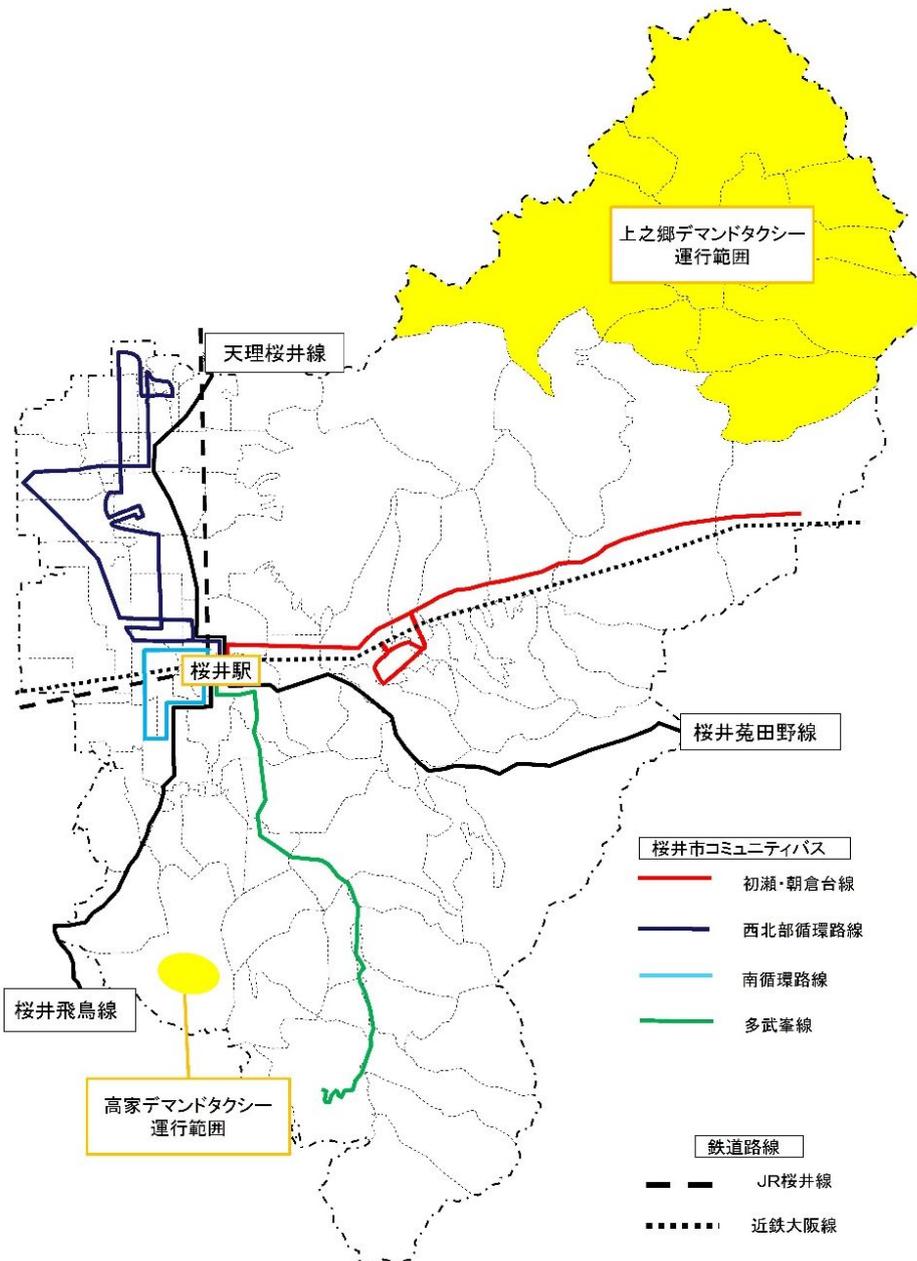


図. 主要施設の位置及びバス交通網

## 2-4 周辺施設の立地状況

桜井駅周辺地区（桜井駅を中心とした概ね徒歩圏域）には、桜井市役所や桜井市保健福祉センター「陽だまり」等の行政施設をはじめ、地域医療病院に位置づけられている済生会中和病院などの医療・福祉施設、桜井市立図書館などの教育・文化施設、エルト桜井やイオン桜井店などの商業施設が桜井駅を中心とした概ね 1.0km 圏内に立地しています。

また、周辺の道路状況としては、東西方向に国道 165 号、中和幹線等、南北方向に国道 169 号、主要地方道桜井田原本王寺線等があり、桜井駅を中心とした環状線が構築されています。

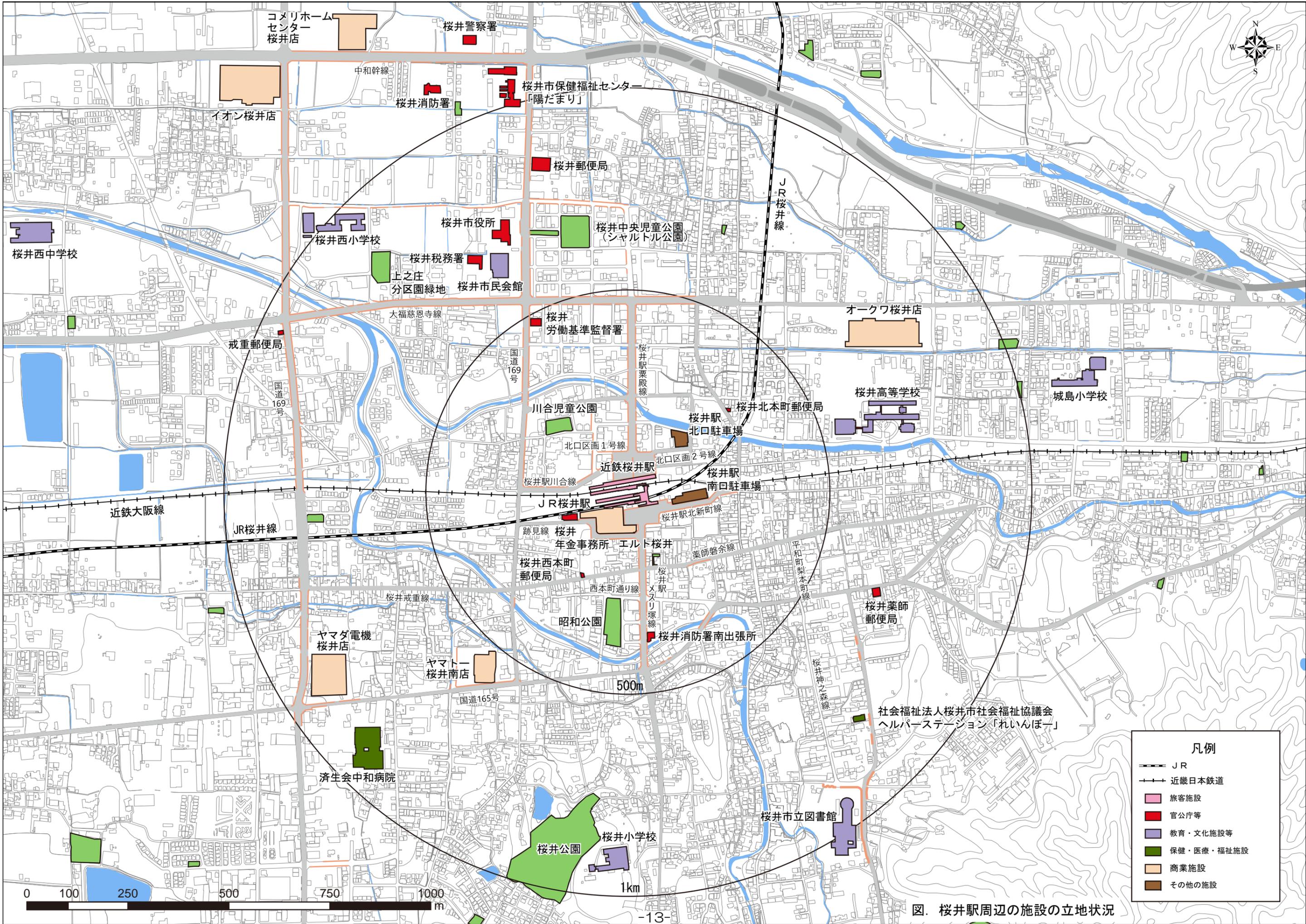


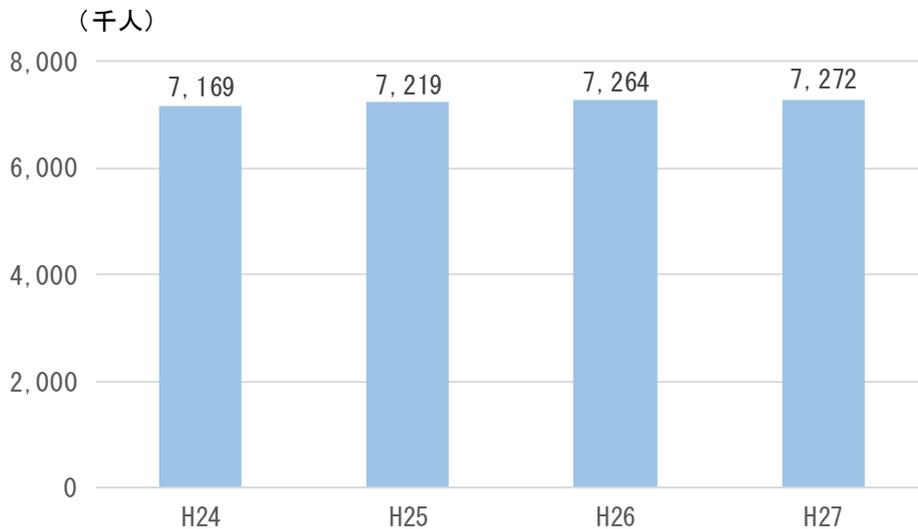
図. 桜井駅周辺の施設の立地状況

凡例	
	JR
	近畿日本鉄道
	旅客施設
	官庁等
	教育・文化施設等
	保健・医療・福祉施設
	商業施設
	その他の施設

## 2-5 観光客数の推移等

### (1) 観光客数の推移

大神神社や談山神社等の多くの観光施設を有する本市への観光客数は、平成24年以降、概ね7,200千人前後を推移しています。

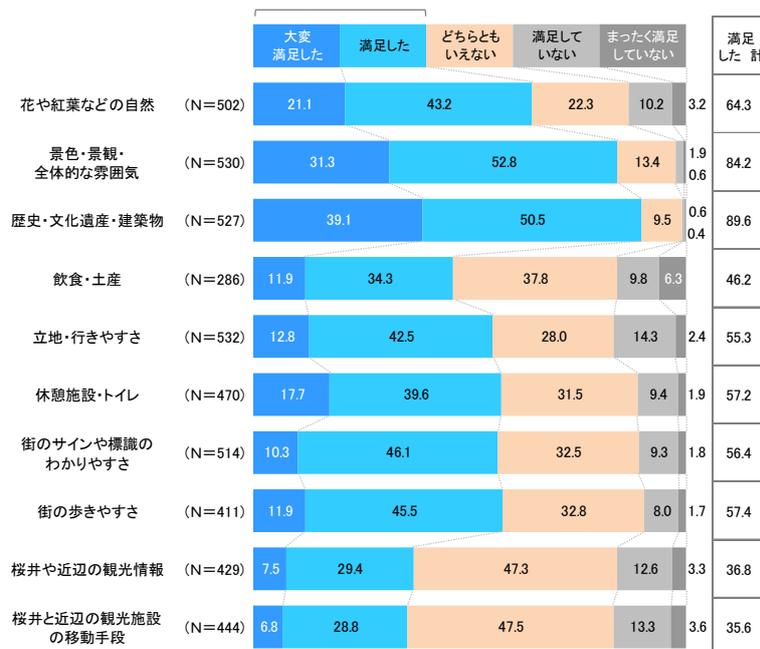


出典) 桜井市 HP

図. 観光客数の推移

### (2) 来訪者の満足度

「歴史・文化遺産・建築物」「景色・景観・全体的な雰囲気」に対する満足度は高く、全体の89.6%、84.2%の方が満足されています。一方、「街の歩きやすさ」に対する満足度は、全体の57.4%に留まります。



出典) 「桜井市」観光調査結果報告書

図. 来訪者の満足度

## 2-6 市民の意向

外出する際の移動手段は、「自動車（人に乗せてもらう）」の割合が 41.9%で最も高く、次いで徒歩が 36.0%、「自動車（自分で運転）」が 25.8%となっています。一般高齢者では、「徒歩」が最も高く 49.2%、次いで「自動車（自分で運転）」46.7%、「自転車」31.6%となっています。要支援介護認定者では、「自動車（人に乗せてもらう）」が最も高く 58.3%、次いで、「タクシー」27.6%、「徒歩」22.0%となっており、自動車を利用する方法などで一般高齢者との違いが大きくなっています。

性別にみると、「自動車（自分で運転）」は男性 49.6%、女性 10.6%、「自動車（人に乗せてもらう）」は男性 24.5%、女性 53.0%となっており、男性は自分で運転する割合が、女性は人に乗せてもらう割合が高くなっています。

年齢別にみると、年齢が高くなるにつれて、「自動車（自分で運転）」「自転車」「徒歩」「電車」の割合が低くなり、逆に「自動車（人に乗せてもらう）」「タクシー」「歩行器・シルバーカー」の割合が高くなる傾向があります。

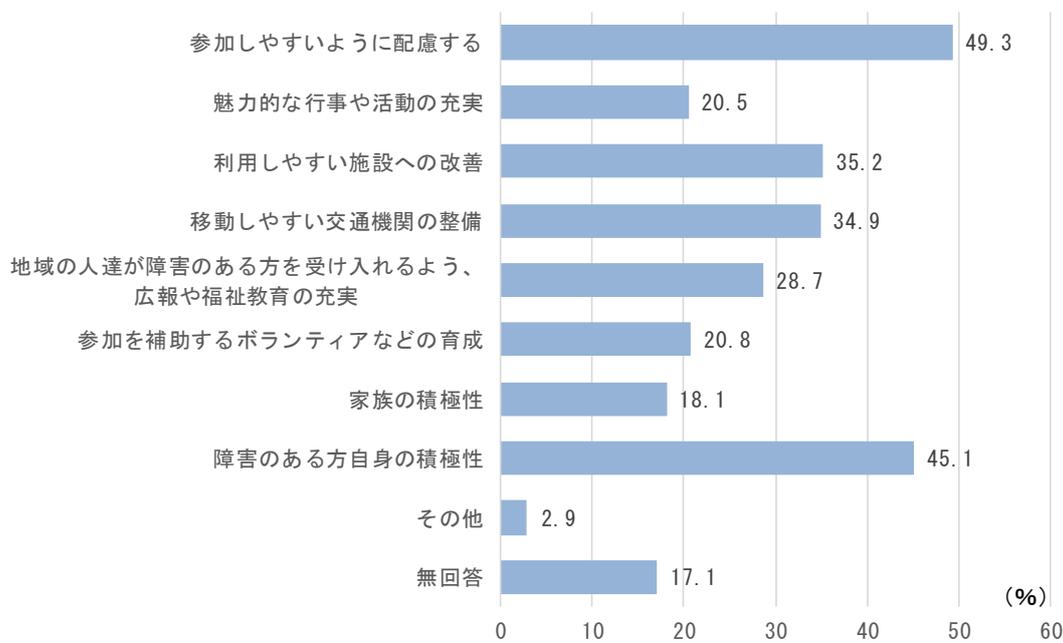
図. 外出する際の移動手段

(単位：%)

	全体(件)	徒歩	自転車	バイク	自動車 (自分で運転)	自動車 (人に乗せてもらう)	電車	路線バス	病院や施設のバス	車いす	電動車いす(カート)	歩行器・シルバーカー	タクシー	その他	無回答	
全体	1,254	36.0	18.3	7.9	25.8	41.9	14.2	5.7	4.1	3.7	0.4	5.8	19.0	1.5	4.1	
一般高齢者	649	49.2	31.6	14.5	46.7	26.5	22.3	8.0	0.5	0.2	-	0.9	10.9	-	2.0	
要支援介護認定者	605	22.0	4.1	0.8	3.5	58.3	5.5	3.3	7.9	7.6	0.8	11.1	27.6	3.1	6.3	
男性	男性計	490	43.5	26.5	11.8	49.6	24.5	16.5	4.3	2.2	1.0	0.2	1.8	15.1	0.4	3.9
	65～69歳	101	52.5	33.7	15.8	77.2	6.9	23.8	3.0	-	-	-	5.0	-	1.0	
	70～74歳	103	49.5	37.9	17.5	78.6	3.9	22.3	6.8	-	1.0	-	1.0	7.8	-	-
	75～79歳	70	44.3	31.4	21.4	60.0	12.9	20.0	4.3	-	-	-	17.1	-	4.3	
	80～84歳	90	41.1	22.2	8.9	33.3	37.8	12.2	4.4	3.3	-	-	1.1	21.1	-	6.7
	85歳以上	126	32.5	11.9	0.8	9.5	52.4	7.1	3.2	6.3	3.2	0.8	5.6	23.8	1.6	7.1
女性	女性計	764	31.3	13.1	5.4	10.6	53.0	12.7	6.7	5.5	0.5	8.4	21.5	2.2	4.2	
	65～69歳	107	44.9	31.8	12.1	48.6	33.6	21.5	10.3	0.9	-	-	8.4	-	1.9	
	70～74歳	78	51.3	28.2	19.2	19.2	41.0	37.2	15.4	-	-	-	15.4	-	2.6	
	75～79歳	97	42.3	22.7	9.3	7.2	51.5	17.5	11.3	1.0	4.1	-	5.2	20.6	2.1	1.0
	80～84歳	144	31.9	9.7	0.7	2.8	54.2	9.7	5.6	4.9	4.2	1.4	11.8	29.9	2.1	3.5
	85歳以上	338	18.9	2.4	0.9	0.9	61.8	4.1	2.7	9.2	9.5	0.6	12.4	23.7	3.6	6.5

出典) 桜井市老人保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画

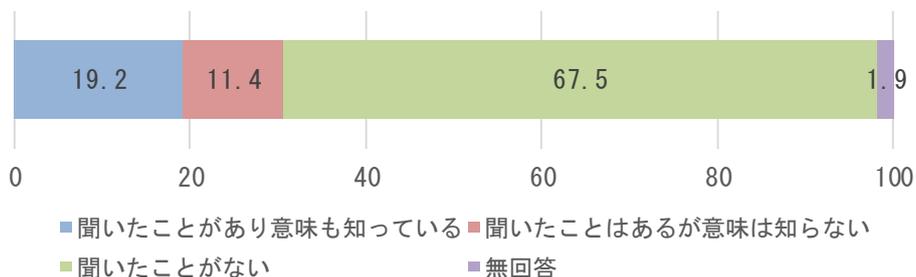
障害のある方が地域や社会に積極的に参加していくために大切なことは、「参加しやすいように配慮する」が最も高く、49.3%を占めています。一方、「利用しやすい施設への改善」「移動しやすい交通機関の整備」は、それぞれ 35.2%、34.9%を占めています。



出典) 桜井市障害者福祉基本計画

図. 障害のある方が地域や社会に積極的に参加していくために大切なこと

「ノーマライゼーション」という言葉を「聞いたことがない」方の割合が 67.5%と最も高く、次いで「聞いたことがあり意味も知っている」方の割合が 19.2%、「聞いたことはあるが意味は知らない」方の割合が 11.4%と続きます。



出典) 桜井市障害者福祉基本計画

図. 「ノーマライゼーション」という言葉の認知度

### 【ノーマライゼーションとは】

「ノーマライゼーション (Normalization)」とは、障害者が一般市民と同様の普通の生活・権利などが保障されるように環境整備を目指す理念のことです。

## 第3章 上位・関連計画

### 3-1 上位計画

#### (1) 奈良県都市計画区域マスタープラン

都市計画区域マスタープランは、都市として一体的に整備、開発及び保全すべき都市計画区域全域を対象として、県が広域的な視点に立ち都市計画の基本的な方針を定めるものです。

策定主体	奈良県
策定年月	平成 23 年 5 月
計画期間	おおむね 20 年後の都市の姿を展望しつつ、平成 32 (2020) 年
都市計画の目標	<p><b>■都市づくりの基本方向</b> 奈良の未来を創る～ 「歴史・自然あふれる元気で安全・安心な『まほろば』の創出」</p> <p><b>■奈良県都市計画区域全体の将来像</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 県土の都市活動の中心となる 2 大拠点（奈良、橿原）と個性豊かな主要生活拠点の形成</li> <li>② 拠点間の交流や産業活動を支える連携軸</li> <li>③ （ネットワーク）の形成</li> <li>④ 観光交流拠点の形成</li> <li>⑤ 観光交流拠点をつなぐ奈良らしい観光交流軸の形成</li> <li>⑥ 地域の自立を図り、くらしやすい奈良を創るための機能の集積等</li> </ol> <p><b>■大和都市計画区域の将来像（中部地域）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要生活拠点であり、各日常生活圏の中心となっている桜井市の主要駅周辺は、居住機能に加え、商業サービス機能を充実させ、周辺との機能分担、交流、連携等に配慮し、拠点性の向上を図る。</li> </ul>
バリアフリーとの関連事項	<p><b>■主要な道路の配置の方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩くことや自転車利用を通じた健康づくりを支援するため、ゆとりを実感できる歩行者や自転車空間の形成に取り組む。</li> </ul> <p><b>■主要な公共交通の配置の方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駅前広場の機能の充実や駅周辺におけるバリアフリー化の推進により交通結節点の強化を図り、鉄道とバス等との乗り継ぎを円滑化し、公共交通機関の利用を促進する。</li> </ul> <p><b>■観光の振興に関する都市計画の方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄道とバス、自転車等の交通手段との乗り換えの円滑化を図るとともに、駅舎や駅前広場等のバリアフリー化を推進し、観光客の鉄道でのアクセシビリティの向上を図る。</li> </ul>

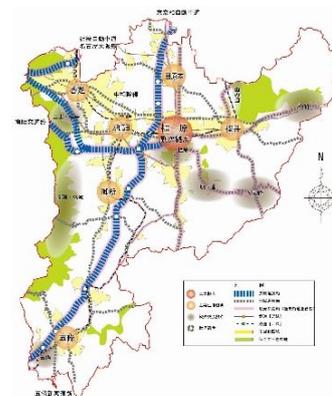


図. 将来都市構造図

## (2) 第5次桜井市総合計画

総合計画は、まちづくりの方向性を示した行政運営の総合的な指針となる最上位の行政計画です。

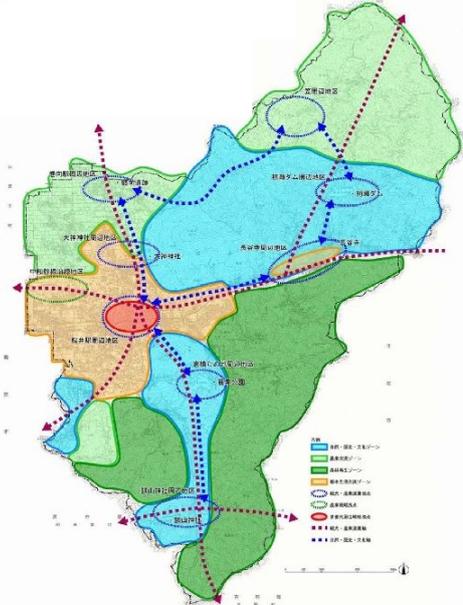
策定主体	奈良県桜井市
策定年月	平成23年4月
計画期間	平成23年度を初年度とする10年間
基本構想	<p><b>■将来都市像</b> 観光・産業創造都市 ～人と人とのつながりから、新たな歴史がはじまるまち～</p> <p><b>■分野の展望</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域経営分野 ～協働のまちづくり～</li> <li>・ 産業分野 ～にぎわいと活力のあるまちづくり～</li> <li>・ 健康・福祉分野 ～心身ともに健やかなまちづくり～</li> <li>・ 教育・生涯学習・交流分野 ～互いに学びあい高めあうまちづくり～</li> <li>・ 環境分野 ～地域の文化に根ざした環境共生のまちづくり～</li> <li>・ 生活・都市分野 ～一人一人の暮らしが活きるまちづくり～</li> </ul>
バリアフリーとの関連事項	<p><b>■『障害者福祉の充実』の取り組み方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者も地域社会を形成する一員として、人権が尊重され、自己選択と自己決定のもと、地域のあらゆる活動に参加できるよう支援していくために、障害者一人一人の状況に応じた自立のスタイルを確立できるよう、各種サービスを充実させ、相談支援事業所が中心となり、生活支援・就労支援・医療的支援等の機関と連携を図り障害者が地域で安心して暮らせる支援体制のネットワーク構築を図ります。</li> </ul> <p><b>■『交通基盤整備』の取り組み方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存の道路を最大限に有効活用できるよう、橋梁の長寿命化や道路の維持補修を進めるとともに、歩道のバリアフリー化などを進めていきます。</li> </ul> <p><b>■『住環境の充実』の取り組み方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公営住宅入居者や公共施設利用者が安全かつ安心して利用できるよう、建築物の耐震化や高齢者、障害者の方に配慮した快適な施設空間の整備を進めます。</li> </ul> <p><b>■『都市環境の向上』の取り組み方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者がさらに多くなるこれからの時代に、身近な憩いの場の充実を図るために、地域の歴史や自然資源を活かしながら、健康増進機能の充実やユニバーサルデザイン化を推進するなどして、誰もが安全に安心して、そして気軽に利用できる公園緑地の整備を進めます。</li> </ul>



図. 将来都市構造図

### (3) 桜井市都市計画マスタープラン

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に基づき、目指すべきまちの将来像とその実現に向けた都市計画に関する基本的な方針をまとめたものです。

策定主体	奈良県桜井市
策定年月	平成 23 年 4 月
計画期間	概ね 20 年後のまちの姿を展望しつつ、10 年後の平成 32 年
都市づくりの将来像・目標	<p>■都市づくりの将来像</p> <p>観光・産業創造都市 ～人と人とのつながりから、新たな歴史がはじまるまち～</p> <p>■都市づくりの目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 悠久の歴史に紡がれた豊かな自然や歴史を活かした美しいまちづくり</li> <li>・ 多くの人々で賑わい、郷土の豊かさが感じられる交流さかんなまちづくり</li> <li>・ 安心・快適な生活環境と活力ある産業環境が整った、住み続けたいまちづくり</li> <li>・ みんなで守り、育み、創る、元気な笑顔とふれあいのあるまちづくり</li> </ul>  <p>図. 将来都市構造</p>
バリアフリーとの関連事項	<p>■道路交通体系の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駅及びその周辺や公共施設・観光資源が集積する地区等では、自転車の駐輪スペースの確保や歩道の設置、道路緑化に努めるとともに、バリアフリー化を進め、自家用車から公共交通や自転車・徒歩へ移動手段の転換を促しつつ、まちなかを移動しやすい環境づくりを進めます。</li> <li>・ 市街地における交通環境の向上と、より地域に密着した歩道空間の充実を目指す「地域幹線道路」として、都市計画道路や主要な県道等を位置づけます。</li> </ul> <p>■自然環境の保全・形成の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存公園の利用促進を図るため、公園設備等の安全確保や長寿命化、バリアフリー化を図るとともに、地域住民のニーズなどを踏まえつつ、健康増進機能の充実や多世代交流に留意した公園設備の充実、さらには美化活動等への住民参加促進を図ります。</li> </ul> <p>■自然的環境の保全・形成の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水と緑のネットワークを活かし、主要駅との連携も図りつつ、健康増進や地域学習にも寄与するような、魅力ある歩行環境づくりや、サイン整備等の楽しく散策・回遊できる工夫を図り、身近な歩きたくなる環境づくりを進めます。</li> </ul>



#### ■民間施設等へのバリアフリー化要請

- ・ 障害者をはじめ、すべての人が安心・快適に利用できるよう、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(新バリアフリー法)」や「移動等円滑化の促進に関する基本方針」、そして「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」の周知を図り、事業者等への理解促進と施設の整備、改善を要請していきます。

#### ■桜井駅南北駐輪場の施設管理

- ・ 路上の不法駐車や放置自転車が、身体障害者や高齢者等の歩行の安全性を損なうため、桜井駅の南口と北口に駐輪場・駐車場を設置しています。移動の困難な障害者が障害をもたない人と同等な社会参加をするためには自動車の利用が不可欠であるため、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する人の駐車場利用を無料化にしています。桜井駅南北駐輪場の管理は桜井市障害者(児)団体連合会に委託しています。

#### ■民間施設等への啓発

- ・ 障害者をはじめ、すべての人が安心・快適に利用できるよう、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(新バリアフリー法)」や「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」の周知を図り、事業者等への理解促進と施設の整備、改善を要請していきます。

#### ■公共交通機関のバリアフリー化

- ・ 公共交通機関の利便性向上を図るため、桜井駅及び駅周辺のバリアフリー化を一層促進させるとともに、ノンステップバス・リフト付きタクシーなどの導入を事業者に働きかけます。

#### ■障害者の移動手段の充実

- ・ 障害者の外出の機会を推進するために、福祉タクシーの利用促進やリフト付、乗降ステップの改造など、外出しやすい環境を整備します。また、自動車改造への助成や運転免許取得への助成事業について推進していきます。

#### ■障害者及び住民の意識啓発

- ・ 障害者の交通事故を未然に防止するため、障害者の学習機会の増加、交通安全教室等を開催していきます。また、放置自転車など、障害者が安心して外出するのに問題になることについては、住民のマナー向上を図ります。

#### ■道路など交通環境の整備

- ・ 障害者の歩行の安全を確保し、事故を防止するため、歩道の拡張や段差の解消、障害物の撤去、音響信号機等の設置、視覚障害者誘導用ブロックの設置など、交通環境の整備を進めます。

## (2) 桜井市老人保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画

老人保健福祉計画及び介護保険事業計画は、老人福祉法第20条第8項、介護保険法第117条に基づき、今後の高齢者の保健・福祉を推進するための中心的な計画です。

策定主体	奈良県桜井市
策定年月	平成27年3月
計画期間	平成27年度から平成29年度までの3年間の計画
<p>計画の理念と基本方針</p>	<p>■計画の基本理念 地域とともに暮らせるまちづくり</p> <p>■基本的な施策目標 介護予防の推進と地域包括ケアの推進</p> <p>■施策目標実現のための重点課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険サービス基盤の整備</li> <li>・生きがいと健康づくりの推進</li> <li>・地域生活支援体制の整備</li> <li>・認知症高齢者施策の推進</li> </ul> <div data-bbox="885 548 1388 840" style="text-align: center;"> <p>図. 地域包括ケアシステムのイメージ図</p> </div>
<p>バリアフリーとの関連事項</p>	<p>■公共施設への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者や障害者が安心して利用できる施設の整備は、地域コミュニティの充実、強化を図る上でも不可欠です。本市の公的施設は、概ねバリアフリー化は完了していますが、今後はより一層、公的施設だけでなく、広く商店、事業所などにも協力を得ながら、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を推進し、誰もが安心して施設を利用できるように努めます。</li> </ul> <p>■公共交通機関への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両や歩行者の安全確保並びに道路機能の保全と交通の円滑を図るため、防護柵やガードレール、区画線や視覚誘導標の設置も行っています。また、歩行者の通行安全対策として、街路灯の設置及び歩道の切り下げや点字ブロックの設置などを行い、高齢者などの歩行の安全を図っています。今後も引き続き生活交通の維持確保や利便性の更なる向上を図ります。</li> </ul> <p>■交通安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリー化をはじめとする道路交通環境の整備を関係機関に働きかけるとともに、高齢者の意識の高揚を図る必要があります。交通安全教室は、平成26年度に1回、約760人が参加しており、県や警察、関係機関と協力し、その啓発普及と広報活動の強化を図るとともに、老人クラブ、町内会など地域住民の組織を通じて交通安全教育や講習会などへの積極的な参加を促進し、市民の交通安全意識の高揚に努めています。引き続き、交通安全対策及び高齢者に対する交通安全教育を推進します。</li> </ul>

## 第4章 基本理念・基本方針

### 4-1 基本理念

みんなでつくる、

安全・快適に歩いて暮らせるまち 桜井

本市では、高齢化率が昭和60年以降増加傾向を示しており、全国的な例に漏れずに今後も増加することが見込まれています。また、身体や知的に障害のある方（手帳所持者）の数も高齢者を中心に増加傾向を示しており、高齢者や障害者を地域の皆様で支えあうまちづくりが必要であることはもちろんのこと、高齢者や障害者が安全・安心、快適に日常生活が送られるような対策が喫緊の課題となっています。

本市には近鉄大阪線やJR桜井線が運行しており、近鉄桜井駅、JR桜井駅は本市のターミナル駅として奈良市や大阪府まで接続しています。また、桜井駅を中心に路線バスやコミュニティバスが運行しており、公共交通網（鉄道・バス）としては各方面に整備されています。道路網では、中和幹線や国道などの広域幹線道路を中心に、桜井駅周辺を網状で補完する形で県道や市道などの地域幹線道路が整備されています。

このように、桜井駅周辺地区は本市の中心拠点として重要な地域であるとともに、上位計画である「第5次桜井市総合計画」でも、桜井駅周辺地区は「多世代居住戦略拠点」「観光・産業連携拠点」に位置付けられており、多世代が交流できる日常生活サービス施設（商業、医療、福祉）と公共施設、文化施設、子育て支援施設（保育所、支援施設）の誘導による強化・充実を目指しています。しかし、地区内の駅や道路のバリアフリー化は一定整備されていますが、高齢者や障害者など身体が不自由な利用者へのさらなる配慮が必要となっています。

これらの背景により、桜井駅周辺地区では、地域住民、来訪者の交流を促進するとともに、多世代が安全・安心、快適に移動できるまちづくりを目指すため、「みんなでつくる、安全・快適に歩いて暮らせるまち 桜井」を基本理念に掲げ、ハード施策だけでなく、ソフト施策も組み合わせたバリアフリー施策を推進していきます。

## 4-2 基本方針

### I. 誰もが安全・安心・快適に生活できる移動環境づくり

高齢者・障害者の方をはじめとした、誰もが安全・安心、快適に生活できるまちを目指して、多世代による支え合いが必要であるとともに、地域を安全に移動できるように、移動環境のバリアフリー化を推進します。

### II. 交流を支援するユニバーサルデザインによるまちづくり

本市の玄関口として多様な交流を支援するため、観光等による来訪者など、本市を初めて訪れた人でも快適に移動できる環境づくりを目指し、「ユニバーサルデザイン」によるまちづくりを推進します。

### III. 心のバリアフリーの推進

本当の意味でのバリアフリーとして、皆様の一人一人が高齢者や障害者への理解を深め、心の障害を取り除くことにより健常者、障害者、子供、高齢者がお互いに思いやりを持ち自然と支えあうことができる社会を目指す「心のバリアフリー」を推進していきます。

### IV. 住民参画による継続的なスパイラルアップ

日常生活の中には、高齢者や障害者、妊婦など様々な方が共存しており、日常生活を行う上での困難や不便が多く存在します。多様な視点でバリアフリーのまちづくりを考えていくには、当事者はもちろんのこと、多世代がバリアフリー施策へ参画・評価していただくことが重要であり、その結果に基づいた施策や措置を講じ、「スパイラルアップ」によって段階的・継続的な発展を図っていきます。

## 第5章 重点整備地区の区域及び生活関連施設、生活関連経路

### 5-1 重点整備地区

#### (1) 重点整備地区を設定する上での要件

『バリアフリー新法第2条第21項』及び、『バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン／国土交通省』には、重点整備地区を設定する要件が示されています。

##### 1. 生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区

- 生活関連施設のうち特定旅客施設または特別特定建築物（官公庁施設、福祉施設等）に該当するものが概ね3つ以上あり、かつ、生活関連施設が徒歩圏内に集積している範囲を設定する。（徒歩圏内の目安として、約400ha未満）

##### 2. 生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化事業が特に必要な地区

- 高齢者、障害者等の移動や施設利用の状況、土地利用や諸機能の集積状況や、これらの将来の方向性のほか、想定される事業の実施範囲、実現の可能性等の観点から総合的に判断し、一体的なバリアフリー化事業が特に必要と認められる範囲を設定する。

##### 3. バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

- 各種バリアフリー化事業の重点的な実施が、都市機能（高齢者、障害者等に交流と社会参加の機会を提供する機能等）の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる範囲を設定する。

##### 4. 境界の設定等

- 重点整備地区の境界は、町界・字界、道路界、河川、鉄道等によって、明確に表示して定めることが出来る範囲を設定する。

#### (2) 重点整備地区の設定

本基本構想における重点整備地区は、本市の玄関口であり、かつ、近鉄大阪線、JR桜井線が乗り入れる「桜井駅周辺地区（桜井駅を中心とした概ね徒歩圏域）」を設定します。桜井駅周辺地区は、行政、文化、商業、医療・福祉施設等の多くの都市機能が集積しているだけでなく、別途策定している『桜井市立地適正化計画』で「都市機能誘導区域（中心拠点）」に位置づけ、中心市街地の求心力を高める都市施設の誘導を目指しています。また、桜井駅周辺地区は、自然・歴史資産を多く有する本市の玄関口として、市民だけでなく多くの観光客の訪れる場所でもあります。

そこで、多くの方々に影響力のある桜井駅周辺地区を重点整備地区と設定し、本市全体のモデル地区として、高齢者、障害者をはじめ誰もが安全・安心、快適に移動できる環境の整備を進めます。なお、具体的な区域については、概ね道路によって明確に境界を定めます。

## 5-2 生活関連施設

### (1) 生活関連施設の考え方

『バリアフリー新法第2条第1項』では、「高齢者、障害者等が日常生活または、社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、その他の施設」を生活関連施設の対象施設とすることが示されています。また、『バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン／国土交通省』には、生活関連施設を抽出する上で、以下の事項を考慮することが示されています。

#### 1. 常に多数の人が利用する施設を選定する

- ▶ 旅客施設、官公庁、郵便局、病院、文化施設、大規模商業施設や公園等は、高齢者や障害者等だけでなく、妊産婦（妊産婦、乳幼児連れ、ベビーカー利用者）の多様な来訪者が多いため生活関連施設として優先度高く選定する。

#### 2. 高齢者、障害者等の利用が多い施設を選定する

- ▶ 老人ホーム、障害者支援施設等高齢者・障害者が多く居住する施設、福祉サービス施設、老人福祉センター・[障害者]地域活動支援センター等の高齢者・障害者等の利用が多い施設は、生活関連施設として優先度高く選定する。

### (2) 生活関連施設の設定

本基本構想では、常に多数の人が利用する施設で、かつ、高齢者や障害者等の利用が多い施設として、以下の施設を生活関連施設として位置づけます。なお、重点整備地区内には民間が運営する多くの福祉施設が分布していますが、公共交通や徒歩による移動ではなく、クルマによる送迎が主な移動手段と判断し、生活関連施設には位置づけないこととします。

表. 生活関連施設

生活関連施設		摘要
特定旅客施設	近鉄桜井駅	・ 1日の平均的な利用者数が3,000人以上である旅客施設
	JR桜井駅	
官公庁	桜井市役所	・ 市民にとって特に重要な施設 ・ 高齢者や障害者等が多く利用する施設
教育・文化施設	桜井市立図書館	
	桜井市民会館	
保健・医療・福祉施設	済生会中和病院	
	桜井市保健福祉センター「陽だまり」	
商業施設	エルト桜井	
都市公園	桜井中央児童公園	・ 避難場所に位置づけられた公園
	昭和公園	
その他の施設	桜井駅北口駐車場	・ 特定路外駐車場に該当
	桜井駅南口駐車場	

## 5-3 生活関連経路

### (1) 生活関連経路の考え方

生活関連経路は、旅客施設からの動線だけでなく、旅客施設以外の施設間の移動のしやすさを高めるように経路を確保する必要があり、『バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン／国土交通省』では、以下の事項を踏まえ設定することが示されています。

#### 1. より多くの人を利用する経路を選定する

- 生活関連経路は、生活関連施設に訪れる人等の利用頻度が高い経路や、歩行者通行量の多い経路を優先的に選定する。

#### 2. 生活関連施設相互のネットワークを確保する

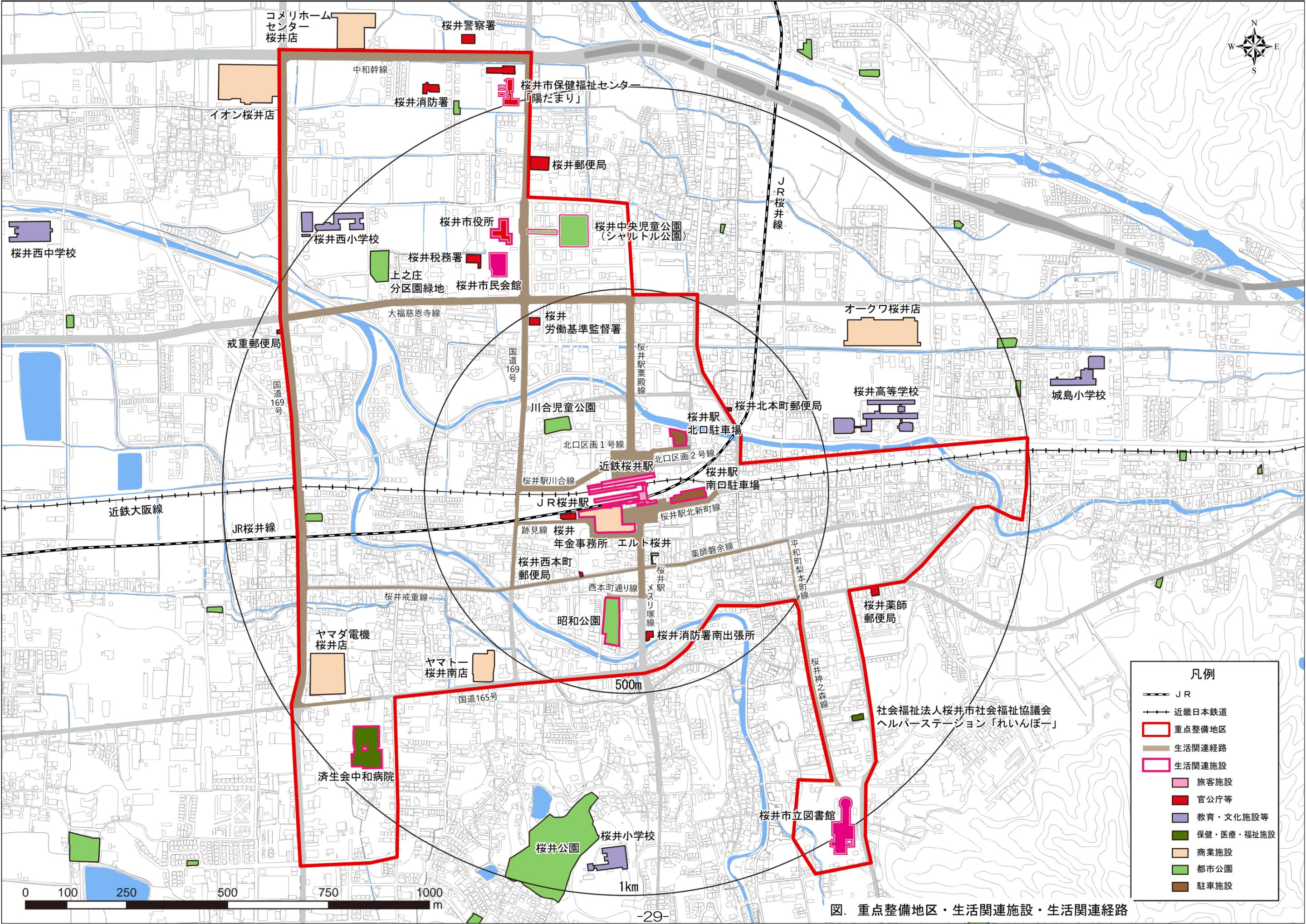
- 生活関連施設相互の連絡に配慮し、重点整備地区内のネットワークを構成することが重要であり、一つの生活関連施設に対し、複数方向からのアクセス動線が確保されるよう配慮することが望ましい。

## (2) 生活関連経路の設定

本基本構想では、本市のまちづくりの方針を踏まえつつ、多くの人々が利用し、かつ、生活関連施設相互のネットワークを確保に向け、下表に示す道路を生活関連経路に位置づけます。なお、重点整備地区周辺には、中学校（2校）、小学校（4校）が立地しており、多くの通学路が指定されていますが、通学路は生活関連経路に位置づけず、「桜井市通学路交通安全プログラム」により、交通安全対策を実施します。

表. 生活関連経路

No.	生活関連経路	備考
1	中和幹線	上之庄交差点～桜井警察署東交差点
2	国道 165 号	阿部交差点～済生会中和病院入口
3	国道 169 号	上之庄交差点～阿部交差点
4	国道 169 号	桜井警察署東交差点～小西橋東詰交差点
5	大福慈恩寺線	戒重東交差点～桜井駅粟殿線との交差点
6	桜井駅粟殿線	大福慈恩寺線との交差点～桜井駅北口広場
7	北口区画 1 号線・2 号線	桜井駅北口広場～桜井駅北口駐車場
8	桜井駅川合線	桜井駅北口広場～国道 169 号との交差点
9	桜井駅北新町線	桜井駅南口広場～桜井駅南口駐車場
10	跡見線	桜井駅南口広場～国道 169 号との交差点
11	桜井停車場線 桜井駅メスリ塚線	桜井駅南口広場～西本町通り線との交差点
12	桜井戒重線	戒重南交差点～小西橋東詰交差点
13	薬師磐余線	小西橋東詰交差点～ 平和町梨本町線との交差点
14	西本町通り線	桜井駅メスリ塚線との交差点 ～昭和公園入口
15	平和町梨本町線	薬師磐余線との交差点 ～国道 165 号との交差点
16	桜井神之森線	国道 165 号との交差点 ～桜井市立図書館入口
17	桜井駅南口広場・北口広場	



凡例

- +—+— JR
- +—+— 近畿日本鉄道
- 重点整備地区
- 生活関連経路
- 生活関連施設
- 旅客施設
- 官公庁等
- 教育・文化施設等
- 保健・医療・福祉施設
- 商業施設
- 都市公園
- 駐車施設

図. 重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路

## 第6章 桜井駅周辺地区の課題抽出

### 6-1 現地踏査・ワークショップの概要

桜井駅周辺地区における課題・問題点は、「桜井市バリアフリー基本構想推進協議会」で頂いた数多くの意見だけでなく、近鉄・JR桜井駅、生活関連施設、生活関連経路を中心に実施した現地踏査や、市民や障害者団体とのワークショップを基に抽出しました。なお、現地踏査は、「利用動線」「情報案内設備」「利便設備」「個別設備」「ソフト施策」に着眼し、実施しました。

#### (1) 現地踏査

開催日時：平成 29 年 5 月 22 日（月）

概 要：ある特定の経路を歩き、移動する際の課題についてヒアリング

#### (2) ワークショップ

開催日時：平成 29 年 7 月 20 日（木）

概 要：鉄道駅・道路等の現状を示した資料を基に、重点整備地区内を移動する際の課題についてヒアリング



図. ワークショップの様子

## 6-2 桜井駅の課題・問題点

本基本構想では、高齢者や障害者等をはじめ誰もが利用しやすい施設を目指し、利用者の観点から、「利用動線」「情報案内設備」「利便設備」「個別設備」「ソフト施策」に着眼し、課題・問題点を抽出しました。

### (1) 近鉄桜井駅

既にエレベーター等が整備されている近鉄桜井駅では、質の高いバリアフリー経路の充実を目指し、平成28年度に「誘導・警告ブロック（内方線を含む）の設置」「階段手すり・段鼻の明示」「券売機の蹴り込み部の改良」「触知案内図の設置」等の整備が完了しています。また、改札口付近にはLED電光掲示板だけでなく、モニタータイプの掲示板も設置されています。



図. 券売機の蹴り込み部



図. 誘導・警告ブロック



図. 触知案内図



図. モニタータイプの掲示板

### 1) 利用動線

- 改札前のコンコースにおけるスロープ勾配は、バリアフリー基準（1/10 勾配）に対し、1/12 勾配で整備されていますが、車いす利用者にとっては一人で上ることが出来ない状況です。

図. 改札前のコンコース



## 2) 情報案内設備

- ホームには、障害者等が時刻を確認するための電光掲示板や、列車の到着や通過をお知らせする列車接近表示機能が設置されていません。
- ホーム内外や待合室では、聴覚障害者等が突発的な列車の遅れ等の運行状況を把握することが出来ません。



図. 改札前の情報案内設備



図. ホーム上の情報案内設備

## 3) 個別設備

- 利用しているエレベーターが故障した場合、聴覚障害者等が外部の方と連絡する手段がありません。
- 多機能型のトイレが設置されていますが、子どもだけでなく、高齢者や障害のある大人も利用できる折り畳み式のオムツ替え設備がありません。



図. 子ども用のオムツ替え設備

## (2) JR 桜井駅

### 1) 利用動線

- 各ホームに向けたエレベーターは設置されていますが、ホーム上のエレベーターまでの動線が狭く、かつ、転落防止柵が設置されていないため、高齢者や車いす利用者をはじめとした障害者等が利用しにくい状況です。
- ホーム端部には視覚障害者の移動を補助する誘導・警告ブロックが設置されていますが、ホームからの転落事故防止にも寄与する“内方線付き誘導ブロック”が設置されていません。



図. エレベーターへの利用動線



図. ホーム上の誘導・警告ブロック



### 2) 情報案内設備

- ホームには、障害者等が時刻を確認するための電光掲示板が設置されていますが、列車の到着や通過をお知らせする列車接近表示機能が設置されていません。
- 聴覚障害者等が突発的な列車の遅れ等の運行状況を把握することが出来ません。また、ホームにおけるアナウンスの声も聞き取りにくい状況です。



図. ホーム上の情報案内設備

### 3) 個別設備

- 利用しているエレベーターが故障した場合、聴覚障害者等が外部の方と連絡する手段がありません。

### 4) ソフト施策

- 高齢者や障害者等にとって、電車からの乗降時は駅員等の補助があれば、乗り降りしやすくなります。また、窓口には聴覚障害者を支援“耳マーク”機能を有していません。

【ホーム】



誘導・警告ブロック（内方線）の設置状況  
ベンチが備えられた待合室の設置状況

【情報案内設備】



ホーム上の情報案内設備の設置状況

【駅北広場への移動】



点字ブロックが設置されたスロープ  
2段手すりの付き階段

【ホームへの移動】

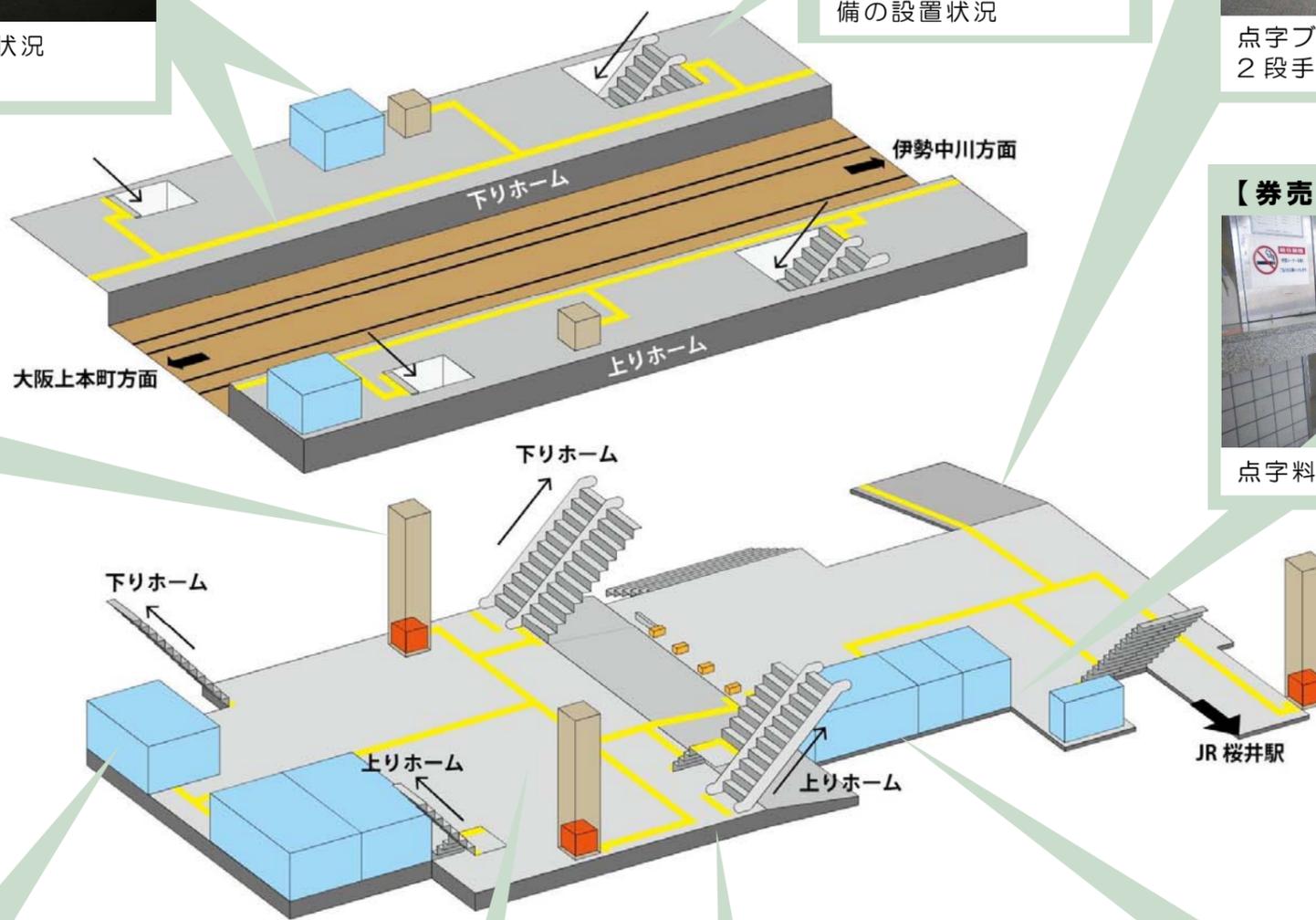


ホームへの移動設備  
・エレベーター  
・エスカレーター  
・2段手すり付き階段

【券売機】



点字料金表示設置、券売機の蹴り込み状況



【トイレ】



多機能トイレ等の設置状況  
（オストメイト対応、点字付き案内表示板 等）

【コンコース】



改札前のコンコース  
（駅員の支援状況）

【改札口】



車いす用改札口

【窓口】



聴覚障害者支援（耳マーク）のある窓口

図. 近鉄桜井駅の構内状況



【トイレ】



多機能トイレ等の設置状況  
(オストメイト対応、点字付き案内表示板 等)

【自由通路】



誘導ブロック・2段手すりのある自由通路

【窓口】



窓口付近の状況

【券売機】



点字料金表示設置、券売機の蹴り込み状況

【情報案内設備】



ホーム上の情報案内設備の設置状況

【ホーム】



誘導・警告ブロック（内方線なし）の設置状況  
一部の区間には転落防止柵のないホーム



エレベーター、点字ブロックや  
2段手すり付き階段

【駅南広場への移動】



エレベーター、エスカレーター（上り）、  
点字ブロックや2段手すり付き階段

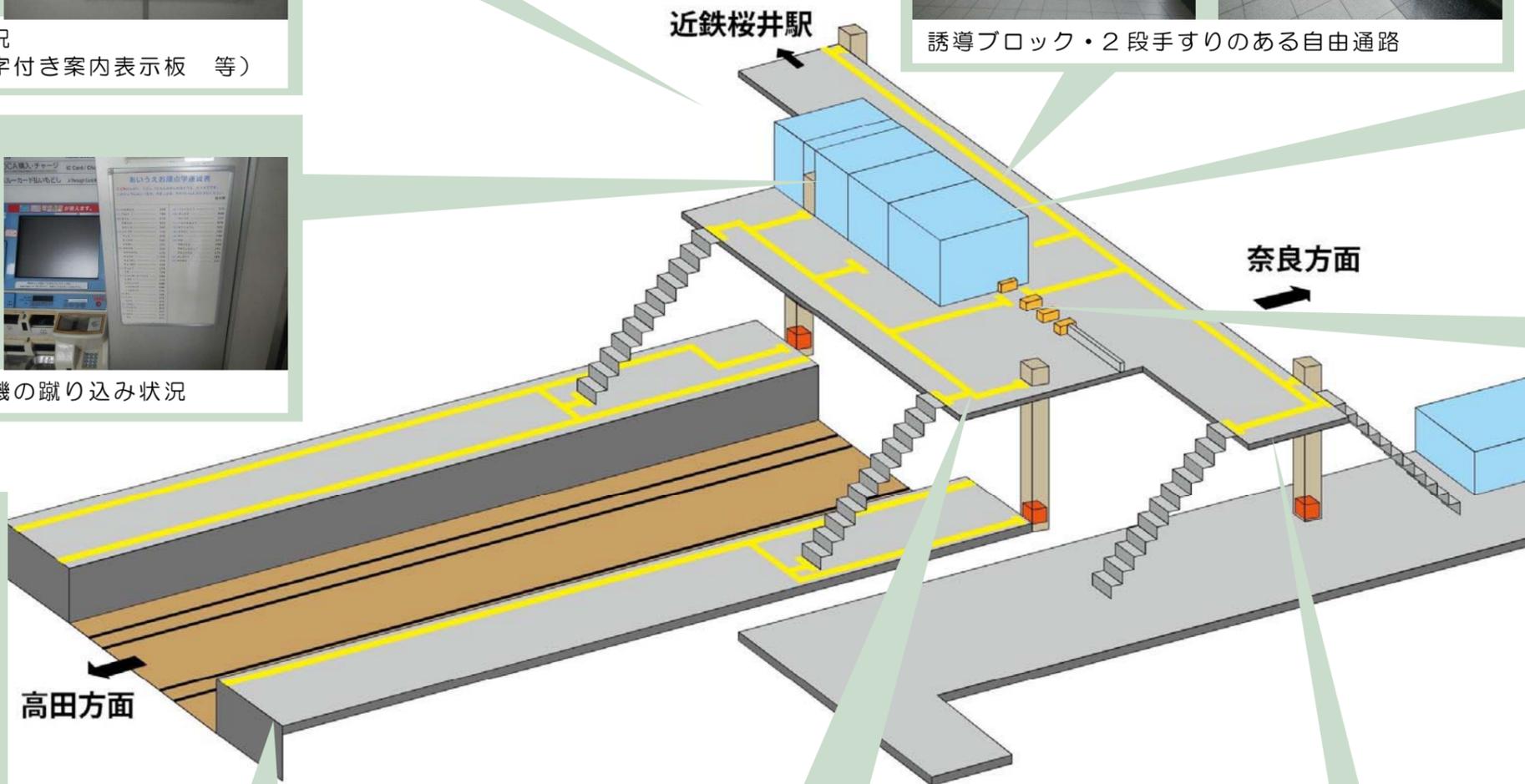


図. JR 桜井駅の構内状況

## 6-3 生活関連経路の課題・問題点

### (1) 桜井駅北口広場

#### 1) 利用動線

- ・ タクシー乗り場へは車道を横断する必要があり、アクセス性が悪い状況です。また、バス乗り場とタクシー乗り場は離れたロータリーに設置されており、かつ、エレベーターを降りた場所からも遠い場所にあります。
- ・ 桜井駅北口広場から駅舎へのスロープは、勾配がきつく、高齢の車いす利用者は上りにくい状況です。
- ・ 誘導・警告ブロック周辺に排水柵等が設置されており、視覚障害者にとって歩きにくい状況です。



図. 北口広場と駅舎付近



図. 車道横断が必要なタクシー乗場

#### 2) 情報案内設備

- ・ 人に尋ねることが苦手な人など多くの方が利用する駅前広場には、駅構内や駅前広場内を案内するための情報案内施設が充実していません。

#### 3) 利便設備

- ・ 桜井駅北口広場における一般車乗降場には、障害者等が送迎等で停車するための障害者用乗降場が設置されていません。
- ・ ノンステップバスの運行は不定期で、利用しにくい状況です。

#### 4) 個別設備

- ・ 桜井駅北口広場には屋外トイレが設置されていますが、オストメイトの方が排泄物を処理・洗浄するための設備や、乳幼児のおむつを交換するためのベビーシートが設置されていません。

## (2) 桜井駅南口広場

### 1) 利用動線

- ・ 桜井駅南口広場から駅舎へは、エレベーターや2段手すり付きの階段が設置されていますが段差があり、転倒されている方が多く居ます。また、駅舎へのエレベーターは設置されていますが、分かりにくい場所にあります。



図. 南口広場と駅舎との段差

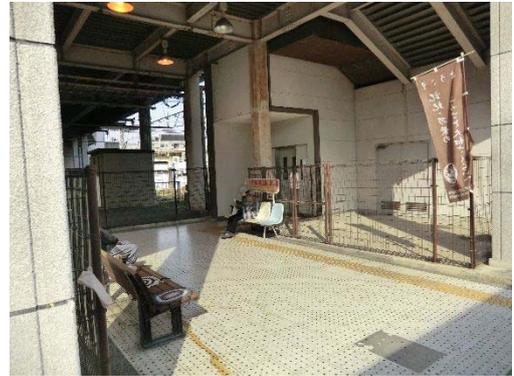


図. エレベーター前の段差

### 2) 情報案内設備

- ・ 人に尋ねることが苦手な人など多くの方が利用する駅前広場には、駅構内や駅前広場内を案内するための情報案内施設が充実していません。

### 3) 利便設備

- ・ 桜井駅南口広場における一般車乗降場には、障害者等が送迎等で停車するための障害者用乗降場が設置されていません。
- ・ ノンステップバスの運行は不定期で、利用しにくい状況です。

### 4) 個別設備

- ・ 桜井駅南口広場には屋外トイレが設置されていますが、オストメイトの方が排泄物処理・洗浄するための設備や、乳幼児のおむつを交換するためのベビーシートが設置されていません。
- ・ 歩道舗装や誘導、警告ブロック等が老朽化・色褪せし、分かりにくい状況です。



図. 識別しにくい誘導・警告ブロック



図. 南口広場(エルト桜井屋上より)

### (3) 生活関連経路

#### 1) 中和幹線【上之庄交差点～桜井警察署東交差点 間】

- ・マウントアップ型の歩道が両側に設置されていますが、誘導・警告ブロックは設置されておらず、宅地等への乗り入れ部周辺では、歩道が波打っています。また、歩道の巻き込み部をはじめ側溝等の施設周辺には段差が生じており、歩きにくい状況です。



図. 施設周辺の段差

#### 2) 国道 165 号【阿部交差点～済生会中和病院入口 間】

- ・阿部交差点周辺はバリアフリーに対応したセミフラット型の歩道が両側に設置されていますが、誘導・警告ブロックは設置されておらず、かつ、済生会中和病院入口までの一部の区間には、歩道が設置されていません。
- ・済生会中和病院周辺は、“シルバーゾーン”に位置づけられています。



図. シルバーゾーン

#### 【シルバーゾーンとは】

「シルバーゾーン」とは、この標識周辺では高齢者が多く利用するため、車や歩行者が、利用している高齢者に対して意識し、「交通ルールの遵守」「いたわりの心を持って、安全運転・安全通行」を心掛けてくださいという標識です

#### 3) 国道 169 号【上之庄交差点～阿部交差点 間】

- ・近鉄大阪線以北ではマウントアップ型の歩道が両側に設置されていますが、誘導・警告ブロックは設置されておらず、宅地等への乗り入れ部周辺では、歩道が波打っています。また、道路景観に配慮し、植栽が整備されていますが、これに伴い、歩道の有効幅員の狭小化、根による舗装の凹凸が生じています。



図. 植栽周辺の舗装の凹凸



図. 植栽帯による歩道の狭小化

- ・近鉄大阪線以南ではバリアフリーに対応したセミフラット型の歩道が両側に設置されていますが、誘導・警告ブロックは設置されていません。

#### 4) 国道 169 号【桜井警察署東交差点～小西橋東詰交差点 間】

- ・近鉄大阪線以北では幅員や構造の異なる歩道が両側に概ね整備されていますが、一部の区間を除き、誘導・警告ブロックは設置されていません。また、歩道の巻き込み部をはじめ側溝等の施設周辺には段差が生じており、歩きにくい状況です。さらに、バス停や標識・電柱・植栽等により、歩道の有効幅員を狭小化している区間も見られます。



図. 歩道巻き込み部の段差

- ・近鉄大阪線以南では歩道が設置されていませんが、路肩部のカラー舗装化を施し、歩く場所を明示しています。また、踏切部は歩行者専用通路がなく、歩行者と車両が輻輳しています。



図. 道路のカラー舗装化



図. 歩行者専用通路のない踏切

#### 5) 大福慈恩寺線【戒重東交差点～桜井駅栗殿線との交差点 間】

- ・幅員や構造の異なる歩道が両側に設置されていますが、一部の区間を除き、誘導・警告ブロックは設置されていません。また、誘導・警告ブロックが設置されている区間においても、ブロックが陥没するなど、機能を満たしていない箇所があります。



図. 誘導・警告ブロックの陥没

6) 桜井駅粟殿線【大福慈恩寺線との交差点～桜井駅北口広場 間】

- ・マウントアップ型の歩道が両側に設置されていますが、東側の歩道には誘導・警告ブロックが設置されていません。また、西側歩道には誘導・警告ブロックが設置されていますが、老朽化・色褪せし、分かりにくい状況です。さらに、歩道巻き込み部や横断箇所におけるすりつけ勾配が、急な箇所が見られます。



図. 歩道巻き込み部

7) 北口区画1号線・2号線【桜井駅北口広場～桜井駅北口駐車場 間】

- ・桜井駅北口広場から桜井駅北口駐車場までの区間は、歩道が整備されていません。また、桜井駅北口駐車場入り口付近のグレーチングの網目が大きい状況です。



図. 網目の大きいグレーチング

8) 桜井駅川合線【桜井駅北口広場～国道169号との交差点 間】

- ・マウントアップ型の歩道が北側に設置されていますが、区画道路等の交差点部における歩道巻き込み部では、勾配がきつい状況です。また、交差点部に人の足型のシールが設置されていますが、点字ブロック、誘導ブロックは設置されていません。



図. 交差点部の足型シール

9) 桜井駅北新町線【桜井駅南口広場～桜井駅南口駐車場 間】

- ・両側にマウントアップ型の歩道が設置されていますが、区画道路等の交差点部における歩道巻き込み部では、段差の大きい状況です。



図. 段差の大きい巻き込み部

### 10) 跡見線【桜井駅南口広場～国道169号との交差点 間】

- ・ エルト桜井周辺は両側にマウントアップ型の歩道が設置されていますが、点字ブロック、誘導ブロックが設置されていません。また、植樹柵周辺は、植栽の根により、盛り上がりや、ひび割れた箇所があります。さらに、植栽を撤去した後、植樹柵跡が放置されており、窪みがあり、歩道を狭くしています。



図. 植樹柵周辺の盛り上がり

- ・ エルト桜井以西では、車道幅員は広いが、歩道が設置されていません。

### 11) 桜井停車場線・桜井駅メスリ塚線【桜井駅南口広場～西本町通り線との交差点 間】

- ・ マウントアップ型の歩道が両側に設置されていますが、誘導・警告ブロックは設置されていません。また、歩道の巻き込み部をはじめ凹凸のあるブロック舗装など段差が生じており、歩きにくい状況です。しかし、桜井駅南交差点には“交通弱者用押ボタン信号”や、ベンチ・シェルターのあるバス停などが設置されており、高齢者や障害者をはじめ誰もが安心して利用できる道路整備が進められています。



図. 交通弱者用押ボタン信号

### 12) 桜井戒重線【戒重南交差点～小西橋東詰交差点 間】

- ・ 桜井戒重線は一方通行の歩車共存道路で、一部の区間では水路に蓋かけを施し、車道幅員を広げています。しかし、多くの区間では、幅員が狭く、クルマと人が輻輳しています。



図. 水路に蓋かけした区間

### 13) 薬師磐余線【小西橋東詰交差点～平和町梨本町線との交差点 間】

- 薬師磐余線の一部の区間では修景舗装が施され、歩車道共存道路として整備されています。しかし、道路幅員が狭い区間が多く、クルマと人が輻輳しています。



図. 修景舗装された道路

### 14) 西本町通り線【桜井駅メスリ塚線との交差点～昭和公園入口 間】

- 西本町通り線は幅員が広いものの、歩道が設置されておらず、昭和公園の入り口には段差が生じています。



図. 昭和公園入口の段差

### 15) 平和町梨本町線【薬師磐余線との交差点～国道165号との交差点 間】

- 平和町梨本町線の幅員は狭く、網目の大きいグレーチングが設置されています。



図. 網目の大きいグレーチング

### 16) 桜井神之森線【国道165号との交差点～桜井市立図書館入口 間】

- 小学校の通学路にも指定されている桜井神之森線は、一方通行（時間帯指定）、路肩のカラー舗装化された歩車共存道路ですが、幅員が狭い区間もあり、クルマと人が輻輳しています。



図. カラー舗装された通学路

## 6-4 生活関連施設の課題・問題点

### (1) 建築物

#### 1) 桜井市役所

- ・ 歩道から施設出入口までの誘導・警告ブロックは設置されており、敷地に面する誘導・警告ブロックも設置されているものの、障害者用駐車場から施設への誘導・警告ブロックは設置されていないため、視覚障害者の方の通行の支障となります。
- ・ 市役所付近にバス停が設置されていますが、信号のある交差点の中間地点に位置しており、市役所～バス停へは迂回する必要があります。

#### 2) エルト桜井

- ・ 桜井駅南口広場からエルト桜井（桜井市まほろばセンター等）に向けた誘導・警告ブロックは設置されていません。また、敷地との境界部では、ブロックが陥没・ひび割れており、段差が生じています。
- ・ 施設内にはエレベーターが設置されていますが、駐車場、トイレ、階段等への出入り口に段差があります。また、多機能型のトイレは設置されていません。



図. エルト桜井への出入り口



図. 駐車場との段差



図. トイレとの段差

## (2) 路外駐車場

### 1) 桜井駅北口駐車場

- ・ 桜井駅北口駐車場に面する側溝には、グレーチングが設置されていますが、一部のグレーチングの網目は大きく、歩きにくい状況です。
- ・ 障害者用駐車スペースは 2 台しか確保されていません。



図. 網目の大きいグレーチング

### 2) 桜井駅南口駐車場

- ・ 路外駐車場（2F）へは 3 箇所に階段が設置されていますが、蹴上がり高は高く、老朽化しています。また、高齢者や障害者等が利用するエレベーターは、設置されていません。
- ・ 障害者用駐車スペースは 1 台しか確保されていません。



図. 老朽化した階段

## (3) 都市公園

### 1) 桜井中央児童公園

- ・ 桜井中央児童公園への各入口には、スロープと車両の進入を抑制する車止めが設置されていますが、入りにくい状況です。



図. 桜井中央児童公園への出入り口

- ・ 桜井中央児童公園にはトイレやベンチ等の休憩施設が設置されていますが、老朽化しており、子育て世代にとって、利用しにくい施設です。また、発災時における避難場所に位置づけられた公園であり、水飲み場・手洗い場、照明灯等の避難場所としての機能が充実していません。



図. 老朽化したトイレ



図. 老朽化したベンチ等

## 2) 昭和公園

- 昭和公園に設置してある一部の入口は、道路端部に段差があります。また、一部の園路は砂や雑草等に覆われ、歩きにくい状況です。



図. 昭和公園への出入り口

- 昭和公園にはトイレやベンチ等の休憩施設が設置されていますが、老朽化しており、子育て世代にとって、利用しにくい施設です。また、発災時における避難場所に位置づけられた公園であり、水飲み場・手洗い場、照明灯等の避難場所としての機能が充実していません。



図. 老朽化したトイレ



図. 老朽化したベンチ等

## 第7章 実施すべき特定事業等

### 7-1 特定事業

#### (1) 特定事業とは

特定事業とは、『バリアフリー新法第2条』で定める事業（公共交通特定事業、道路特定事業、建築物特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業及びその他の特定事業）で、基本構想で位置づけた生活関連施設、生活関連経路等のバリアフリー化を実現化するためのものです。基本構想に特定事業を定めた場合、その特定事業を実施すべき者には、特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施の義務が課せられます。

また、特定事業には「実施者」「実施する対象施設等」「実施予定期間」を記載する必要があります。

本基本構想では、以下に示す6つ事業を特定事業に位置づけます。

#### 1) 公共交通特定事業

- ・ 旅客施設におけるエレベーターなどのバリアフリー設備の整備、これに伴う旅客施設の構造の変更、車両のバリアフリー化等に関する整備方針を定めます。

#### 2) 道路特定事業

- ・ 道路におけるバリアフリー化のための施設・工作物（案内標識等）の設置や、バリアフリー化のために必要な道路構造の改良等についての整備方針を定めます。

#### 3) 建築物特定事業

- ・ 建築物自体のバリアフリー化、生活関連経路のバリアフリー化のために必要な建築物の整備方針を定めます。

#### 4) 路外駐車場特定事業

- ・ 特定路外駐車場における移動等円滑化のために必要な設備（車いす使用者が円滑に利用できる駐車施設等）についての整備方針を定めます。

#### 5) 都市公園特定事業

- ・ 都市公園に必要となる施設・設備（出入り口や園路の段差改善、水飲み場・便所等）についての整備方針を定めます。

#### 6) その他の特定事業

- ・ 桜井駅南口・北口広場については生活関連経路に位置づけているものの、道路特定事業に該当しないため、「その他の特定事業」として整備方針を定めます。

## (2) 整備目標時期

特定事業で位置づけるバリアフリー化に向けた各施策については、財政状況、関係者等との合意形成、工事の難易度等を考慮し、短期・中期・長期に区分した整備目標時期を設定します。特定事業以外の施策については、平成39年度までの完了を目指すとともに、平成40年度以降を含めた長期的な施策も進めていくこととします。

なお、道路の陥没や、ガードレールなどの工作物の破損など、緊急性を要する対策が必要な箇所については、安全で円滑な道路空間の確保に向け、適宜、対応します。また、バリアフリー施設を整備する上では、全ての利用者に対する配慮を念頭に置きつつ、最新技術の導入について検討します。

表. 整備目標時期の区分

短期	概ね5年間 (平成30年度 ~ 平成34年度)
中期	概ね10年間 (平成35年度 ~ 平成39年度)
長期	10年以上 (平成40年度以降)

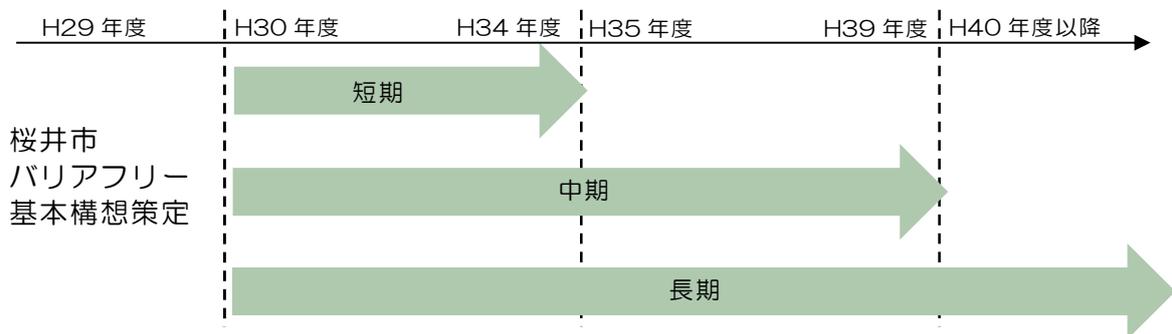


図. 整備目標時期

## 7-2 公共交通特定事業計画

### (1) バリアフリー化に向けた基本的な考え方

#### 1) 施設間相互の移動の円滑化

本市の玄関口である近鉄・JR 桜井駅は、高齢者や障害者を含む多くの市民や、本市を訪れる多くの観光客が利用するため、誰もが安全・円滑に移動できるよう駅前広場や周辺施設も含めたバリアフリー経路の充実を図ります。

#### 2) 充実した設備の維持・向上

エレベーター、エスカレーター、トイレ、券売機等の充実した設備の維持管理に努めるとともに、誰もが安全で快適に利用できるよう、駅乗務員等と連携したサービスの向上を図ります。また、緊急時においても誰もが情報を把握出来るよう、情報案内施設の設置位置の改善等について、関係事業者との協議・検討を進めます。

#### 3) 利用者の増加に向けた利用環境等の向上

鉄道やバス車両の老朽化にともなう更新時には、車いす利用者等の円滑な乗降が可能であるなど、移動等円滑化基準に適合した車両を購入することにより、順次、バリアフリー化を進めます。

### (2) バリアフリー化事業計画の概要

重点整備地区における公共交通特定事業計画及び、その他事業・ソフト事業の概要を、下表に示します。

表. 近鉄桜井駅の整備概要

事業内容 ■：特定事業 □：その他事業・ソフト事業	事業主体	目標年次		
		短期	中期	長期
■電光掲示板の設置（※1）	近畿日本鉄道			○
■列車接近表示機能の設置（※1）	近畿日本鉄道			○
□継続的な社員教育・訓練の実施	近畿日本鉄道	○	○	○

（※1）行政からの補助を前提に長期的に改修を行います。

表. JR 桜井駅の整備概要

事業内容 ■：特定事業 □：その他事業・ソフト事業	事業主体	目標年次		
		短期	中期	長期
■内方線ブロックの設置	西日本旅客鉄道		○	○
■列車接近表示機能の設置（※1）	西日本旅客鉄道		○	○
□継続的な社員教育・訓練の実施	西日本旅客鉄道	○	○	○

（※1）行政からの補助を前提に中・長期的に改修を行います。

表. その他の事業・ソフト施策

事業内容 ■：特定事業 □：その他事業・ソフト事業	事業主体	目標年次		
		短期	中期	長期
□ノンステップバスの導入	奈良交通	○	○	○

## 7-3 道路特定事業計画

### (1) バリアフリー化に向けた基本的な考え方

#### 1) 安全で円滑な通行環境の確保

歩道のある道路では段差、勾配等の改善を進めるとともに、連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置し、誰もが安全で円滑に歩いて移動できるようネットワーク化した通行環境の確保を図ります。また、歩道のない道路においても歩車分離に努めるなど、歩行者優先策について検討を進めます。

#### 2) 快適に通行できる歩行空間の確保

通行の支障となる違法駐車や駐輪、看板等のはみだしなどの指導や取締り等と合わせ、植栽等の維持管理や休憩施設等の設置を進めます。また、街路灯の充実を図り、夜間時でも快適に移動できる歩行空間の確保に努めます。

#### 3) 生活関連経路以外の道路

重点整備地区内の生活関連経路以外の道路についても、地区の実情に応じて、歩行者が通行しやすい環境づくりに努めます。

### (2) バリアフリー化事業計画の概要

重点整備地区における道路特定事業計画及び、その他事業・ソフト事業の概要を、下表に示します。

表. 中和幹線の整備概要

事業内容 ■：特定事業 □：その他事業・ソフト事業	事業主体	目標年次		
		短期	中期	長期
■歩道巻き込み部の段差解消	奈良県			○
■誘導・警告ブロックの設置	奈良県			○
■歩道の平坦性の確保（※1）	奈良県			○

（※1）通常の補修工事で対応できる内容は、随時実施します。

表. 国道165号（阿部交差点～済生会中和病院入口）の整備概要

事業内容 ■：特定事業 □：その他事業・ソフト事業	事業主体	目標年次		
		短期	中期	長期
■誘導・警告ブロックの設置	奈良県			○
□国道165号（南側）の歩道整備（※1）	奈良県			○

（※1）隣接する建物の改修時に建屋位置の変更を要望するなど、長期的に改善策を検討します。

表. 国道 169 号（中和幹線～国道 165 号）の整備概要

事業内容 ■：特定事業 □：その他事業・ソフト事業	事業主体	目標年次		
		短期	中期	長期
■歩道巻き込み部の段差解消	奈良県		○	
■宅地側にレベル勾配区間の確保	奈良県		○	
■誘導・警告ブロックの設置	奈良県		○	
■電柱の移設（※1）	奈良県		○	
■歩道の平坦性の確保（※2）	奈良県		○	

（※1）現段階では改善手法は未定ですが、地元との調整を進めつつ、改善策を検討します。

（※2）通常の補修工事に対応できる内容は、随時実施します。

表. 国道 169 号（陽だまり～市役所間）の整備概要

事業内容 ■：特定事業 □：その他事業・ソフト事業	事業主体	目標年次		
		短期	中期	長期
■歩道の改良（※1）	奈良県	○		
■幅員構成の見直し	奈良県	○		
■段差解消（乗入部や水路等）	奈良県	○		
■誘導・警告ブロックの設置	奈良県	○		
□バス停の設置個所の変更 （市役所内への乗り入れ）（※2）	桜井市	○		

（※1）用地買収を伴わない範囲の中で、歩道の改良を進めます。

（※2）新庁舎の建設と合わせ、検討を進めます。

表. 国道 169 号（市役所～近鉄）（東側）の整備概要

事業内容 ■：特定事業 □：その他事業・ソフト事業	事業主体	目標年次		
		短期	中期	長期
■歩道の改良	奈良県	○		
■宅地側にレベル勾配区間の確保	奈良県	○		
■歩道巻き込み部の段差解消	奈良県	○		

表. 国道 169 号（近鉄～小西橋東詰交差点）の整備概要

事業内容 ■：特定事業 □：その他事業・ソフト事業	事業主体	目標年次		
		短期	中期	長期
□歩行者の安全性の確保（※1）	奈良県			○

（※1）現段階では改善手法は未定ですが、地元との調整を進めつつ、改善策を検討します。

表. 大福慈恩寺線の整備概要

事業内容 ■：特定事業 □：その他事業・ソフト事業	事業主体	目標年次		
		短期	中期	長期
■誘導・警告ブロックの設置	桜井市	○	○	

表. 桜井駅栗殿線の整備概要

事業内容 ■：特定事業 □：その他事業・ソフト事業	事業主体	目標年次		
		短期	中期	長期
□誘導・警告ブロックの設置（※1）	桜井市			○

（※1）西側歩道をバリアフリー化しており、東側歩道は長期的に改修を進めます。

表. 北口区画 2 号線の整備概要

事業内容 ■：特定事業 □：その他事業・ソフト事業	事業主体	目標年次		
		短期	中期	長期
■クルマと歩行者が共存する道路施策の検討（※1）	桜井市	○		
■グレーチングの改良	桜井市	○		

（※1）桜井駅北側にオープン予定のホテル工事が竣工した後、バリアフリー化に向けた事業を実施します。

表. 跡見線の整備概要

事業内容 ■：特定事業 □：その他事業・ソフト事業	事業主体	目標年次		
		短期	中期	長期
■植樹樹の改修や周辺の整備（※1）	桜井市	○		
■誘導・警告ブロックの設置	桜井市			○
■幅員構成の見直し	桜井市			○

（※1）将来的に駅周辺全体的見直しを予定しており、短期的には簡易な補修に留めます。

表. 桜井駅川合線の整備概要

事業内容 ■：特定事業 □：その他事業・ソフト事業	事業主体	目標年次		
		短期	中期	長期
■歩道巻き込み部の段差解消	桜井市			○
■誘導・警告ブロックの設置	桜井市			○

表. 桜井駅北新町線の整備概要

事業内容 ■：特定事業 □：その他事業・ソフト事業	事業主体	目標年次		
		短期	中期	長期
■歩道巻き込み部の段差解消	桜井市		○	

表. 桜井停車場線、桜井駅メスリ塚線の整備概要

事業内容 ■：特定事業 □：その他事業・ソフト事業	事業主体	目標年次		
		短期	中期	長期
■歩道巻き込み部の段差解消	奈良県 桜井市		○	
■誘導・警告ブロックの設置	奈良県 桜井市		○	

表. 西本町通り線の整備概要

事業内容 ■：特定事業 □：その他事業・ソフト事業	事業主体	目標年次		
		短期	中期	長期
■クルマと歩行者が共存する道路 施策の検討	桜井市		○	

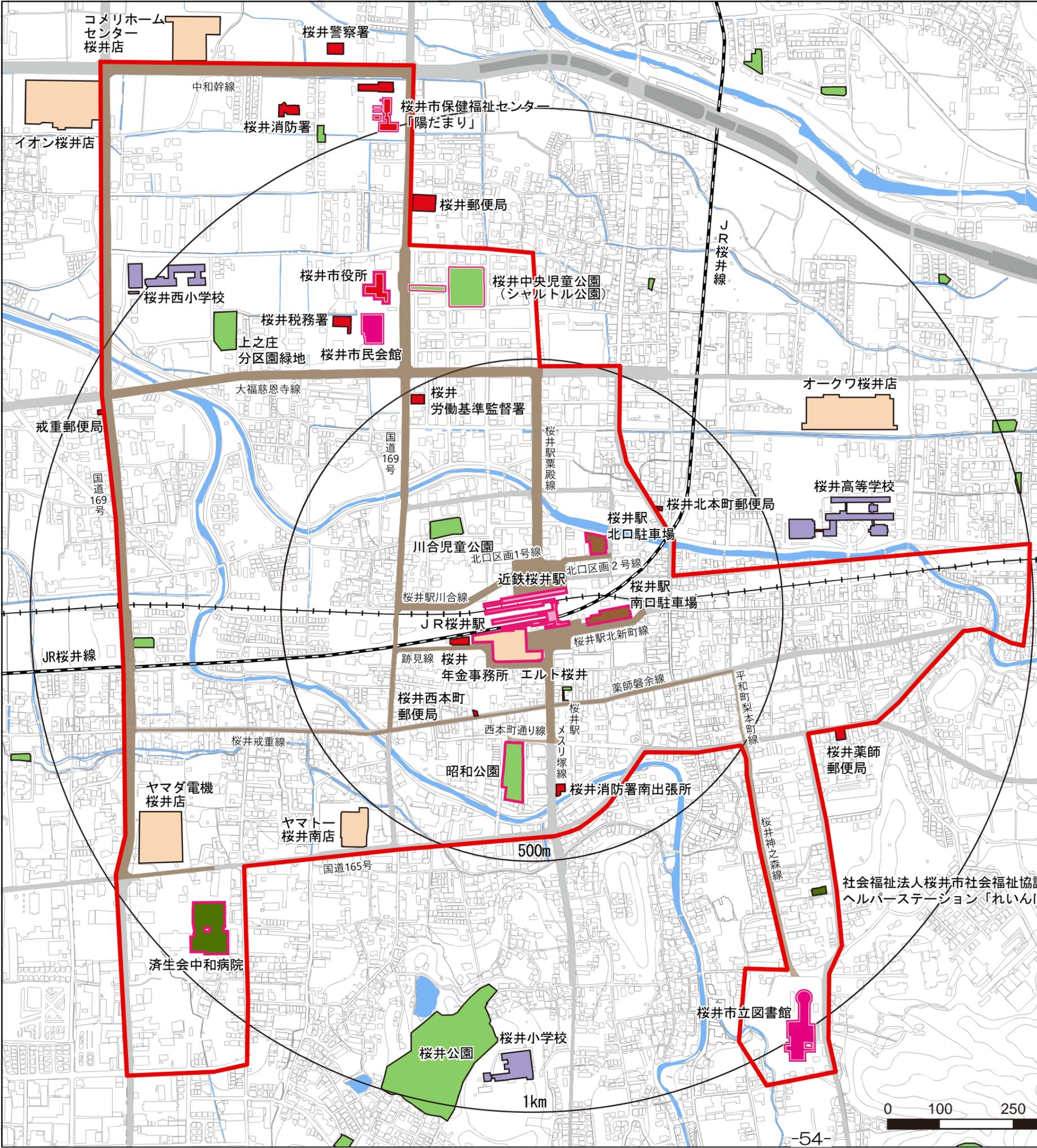
表. 桜井戒重線・薬師磐余線の整備概要

事業内容 ■：特定事業 □：その他事業・ソフト事業	事業主体	目標年次		
		短期	中期	長期
■クルマと歩行者が共存する道路 施策の検討	桜井市	○	○	

表. 桜井神之森線の整備概要

事業内容 ■：特定事業 □：その他事業・ソフト事業	事業主体	目標年次		
		短期	中期	長期
■クルマと歩行者が共存する道路 施策の検討（※1）	桜井市		○	○

（※1）具体的な対策は地元と協議しながら検討を進めます。



道路名称	区間	事業内容	事業主体	目標年次		
				短期	中期	長期
中和幹線	上之庄交差点～桜井警察署東交差点	■ 特定事業 □ : その他事業・ソフト事業 ■ 歩道巻き込み部の段差解消 ■ 誘導・警告ブロックの設置 ■ 歩道の平坦性の確保	奈良県			○
国道165号	阿部交差点～済生会中和病院入口	■ 誘導・警告ブロックの設置 □ 国道165号(南側)の歩道整備				○
国道169号	中和幹線～国道165号	■ 歩道巻き込み部の段差解消 ■ 宅地側にレベル勾配区間の確保 ■ 誘導・警告ブロックの設置 ■ 電柱の移設 ■ 歩道の平坦性の確保			○	○
国道169号	陽だまり～市役所間	■ 歩道の改良 ■ 幅員構成の見直し ■ 段差解消(乗入部や水路等) ■ 誘導・警告ブロックの設置 □ バス停の設置箇所の変更	桜井市	○	○	○
国道169号	市役所～近鉄(東側)	■ 歩道の改良 ■ 宅地側にレベル勾配区間の確保 ■ 歩道巻き込み部の段差解消	奈良県	○	○	○
国道169号	近鉄～小西橋東詰交差点	□ 歩行者の安全性の確保				○
大福慈恩寺線	戒重東交差点～桜井駅東交差点	■ 誘導・警告ブロックの設置	桜井市	○	○	○
桜井駅東線	大福慈恩寺線との交差点～桜井北口広場	□ 誘導・警告ブロックの設置				
北口区画1号線 北口区画2号線	桜井北口広場～桜井北口駐車場	■ クルマと歩行者が共存する道路施策の検討 ■ グレーチングの改良			○	○
跡見線	桜井南口広場～国道169号との交差点	■ 植樹の改修や周辺の整備 ■ 誘導・警告ブロックの設置 ■ 幅員構成の見直し	奈良県・桜井市			○
桜井駅川合線	桜井北口広場～国道169号との交差点	■ 歩道巻き込み部の段差解消 ■ 誘導・警告ブロックの設置				○
桜井北新町線	桜井南口広場～桜井南口駐車場	■ 歩道巻き込み部の段差解消				○
桜井停車場線 桜井駅メスリ塚線	桜井南口広場～西本町通り線との交差点	■ 歩道巻き込み部の段差解消 ■ 誘導・警告ブロックの設置	奈良県・桜井市			○
西本町通り線	桜井メスリ塚線との交差点～昭和公園入口	■ クルマと歩行者が共存する道路施策の検討	桜井市	○	○	○
桜井戒重線	戒重南交差点～小西橋東詰交差点	■ クルマと歩行者が共存する道路施策の検討				
薬師磐余線	小西橋東詰交差点～平和町梨本町線との交差点	■ クルマと歩行者が共存する道路施策の検討				
桜井神之森線	国道165号との交差点～桜井市立図書館入口	■ クルマと歩行者が共存する道路施策の検討				○



凡例	
	JR
	近畿日本鉄道
	重点整備地区
	生活関連経路
	生活関連施設
	旅客施設
	官公庁等
	教育・文化施設等
	保健・医療・福祉施設
	商業施設
	都市公園
	駐車施設



## 7-4 建築物特定事業計画

### (1) バリアフリー化に向けた整備方針

#### 1) 誰もが集いやすい建築物に向けた整備

ベビーカーや車いす利用者も含めた誰もが集いやすい新庁舎に向け、思いやり駐車場を整備します。また、新庁舎と思いやり駐車場とを結ぶバリアフリー経路の充実化を図ります。

### (2) バリアフリー化事業計画の概要

重点整備地区における建築物特定事業計画及び、その他事業・ソフト事業の概要を、下表に示します。

表. 桜井市役所の整備概要

事業内容 ■：特定事業 □：その他事業・ソフト事業	事業主体	目標年次		
		短期	中期	長期
■思いやり駐車場の増設 (障害者用駐車場の確保)	桜井市	○		
■駐車場と新庁舎を結ぶバリアフリー経路の整備	桜井市	○		

## 7-5 路外駐車場特定事業計画

### (1) バリアフリー化に向けた整備方針

#### 1) 誰もが利用しやすい通行環境の確保

ベビーカーや車いす利用者も含めた誰もが移動しやすい路外駐車場を目指し、通路や垂直移動施設の充実化を進めます。

#### 2) 利用促進に向けた案内誘導の充実

地域公共交通の利用者の減少傾向にある中、桜井駅近傍に立地する優位性を生かし、パーク&ライド駐車場としての案内誘導や、周知活動の強化を図り、更なる利用者数の増加施策について検討します。

### (2) バリアフリー化事業計画の概要

重点整備地区における路外駐車場特定事業計画及び、その他事業・ソフト事業の概要を、下表に示します。

表. 桜井駅北口駐車場の路外駐車場特定事業計画

事業内容 ■：特定事業 □：その他事業・ソフト事業	事業主体	目標年次		
		短期	中期	長期
■グレーチングの改良	桜井市	○		
■障害者用駐車スペースの充実 (※1)	桜井市	○		
□多機能トイレの設置	桜井市			○
□利用促進策の検討	桜井市	○	○	○

(※1) 利用状況を確認しながら、必要に応じてスペースの充実を図ります。

表. 桜井駅南口駐車場の路外駐車場特定事業計画

事業内容 ■：特定事業 □：その他事業・ソフト事業	事業主体	目標年次		
		短期	中期	長期
■車いす利用者・ベビーカー利用者等も安全に利用できる通路の確保（エレベーターの設置）	桜井市	○	○	
■障害者用駐車スペースの充実 (※1)	桜井市	○	○	
□多機能トイレの設置	桜井市			○
□利用促進策の検討	桜井市	○	○	○

(※1) 利用状況を確認しながら、必要に応じてスペースの充実を図ります。

## 7-6 都市公園特定事業計画

### (1) バリアフリー化に向けた整備方針

#### 1) 誰もが歩きやすい通行環境の確保

ベビーカーや車いす利用者も含めた誰もが移動しやすい公園を目指し、公園の入り口や園路のバリアフリー化を進めます。

#### 2) 安心して利用できる施設の充実

幼児を連れた子育て世代も安心して公園を利用できるよう、おむつ交換台、授乳施設等の子育てに関連する施設の充実も進めます。また、誰もが安心してくつろげる公園を目指し、ベンチなど休憩スペースの充実を図るとともに、発災時の避難場所として、照明灯や防災倉庫をはじめとした防災機能についても強化を図ります。

### (2) バリアフリー化事業計画の概要

重点整備地区における都市公園特定事業計画及び、その他事業・ソフト事業の概要を、下表に示します。

表. 桜井中央児童公園の都市公園特定事業計画

事業内容 ■：特定事業 □：その他事業・ソフト事業	事業主体	目標年次		
		短期	中期	長期
■ 出入り口、園路の段差解消	桜井市	○		
■ 多機能トイレの設置	桜井市	○		
■ ベンチ等の休憩施設の充実	桜井市	○		
■ 水飲み場・手洗い場の設置 (※1)	桜井市	○		
■ 照明灯の設置 (※1)	桜井市	○		

(※1) 補助金の執行時期によっては、実施時期を変更する可能性があります。

表. 昭和公園の都市公園特定事業計画

事業内容 ■：特定事業 □：その他事業・ソフト事業	事業主体	目標年次		
		短期	中期	長期
■ 出入り口、園路の段差解消	桜井市			○
■ 多機能トイレの設置	桜井市			○

## 7-7 その他の特定事業

### (1) バリアフリー化に向けた整備方針

#### 1) 誰もが利用しやすい通行空間の強化

高齢者や障害者等を含めた誰もが移動しやすい駅前広場を目指し、歩道の平坦性や段差の解消や、誘導・警告ブロックの改善を進めます。

#### 2) 玄関口となる交通結節点としての機能強化

公共交通の更なる利用促進を目指し、鉄道・バス等の乗継案内や、駅周辺及び本市の観光施設等を案内する多言語タイプの情報設備を充実させます。クルマ・自転車・徒歩で駅に来られる方の利便性を高めるため、周囲にある市営駐車場・駐輪場との動線の強化を進めるとともに、ロータリー内に障害者用停車スペースを確保します。さらに、エルト桜井のリノベーションやホテルの整備等をはじめとした駅周辺のまちづくりと合わせ、本市の玄関口である桜井駅の駅前広場の再整備について検討します。

### (2) バリアフリー化事業計画の概要

重点整備地区におけるその他の特定事業計画（駅前広場）及び、その他事業・ソフト事業の概要を、下表に示します。

表. 桜井駅北口広場の特定事業計画

事業内容 ■：特定事業 □：その他事業・ソフト事業	事業主体	目標年次		
		短期	中期	長期
■歩行者導線等の見直し	桜井市			○
■多言語案内情報設備等の充実	桜井市	○		
■障害者用停車スペースの確保	桜井市			○
□点字ブロックの設置・改善 (※1)	桜井市	○		
□大人も利用できる折り畳み式 オムツ替え施設の設置	桜井市			○

(※1) 排水桝周辺の状況については、施設管理者と協議の上、改善を進めます。

表. 桜井駅南口広場の特定事業計画

事業内容 ■：特定事業 □：その他事業・ソフト事業	事業主体	目標年次		
		短期	中期	長期
■桜井駅南口広場の再整備	桜井市	○		
□ペDESTリアンデッキの整備	桜井市			○
□大人も利用できる折り畳み式 オムツ替え施設の設置	桜井市			○

## 7-8 心のバリアフリーの推進

### (1) 心のバリアフリーとは

高齢者、障害者等が安心して暮らせるためには、歩道の段差・勾配の改善等のハード施策だけでなく、高齢者、障害者等に対し、市民一人ひとりが心のバリアを取り除き、優しさや思いやりを持って接することができなければ、真の意味でのバリアフリー化は図れません。

そこで、本市では、市民、公共交通事業者、行政機関等が互いに連携し、各種の啓発・広報活動及び様々な機会を活用した幅広い教育活動等のソフト施策を展開することで国民の責務である「心のバリアフリー」を推進していきます。



出典)「こころのバリアフリー」ガイドブック

### (2) 広報・啓発活動の推進

#### 1) 情報提供の体制強化

- ・保健、医療、福祉、介護の各サービスを高齢者や障害者等が安心して利用できるよう、広報、ホームページへの掲載、積極的なマスメディア等の活用、パンフレットの配布等、さまざまな媒体や方法によって制度の周知や仕組みについての情報提供に取り組みます。特に、情報が行き届きにくい方々に対しては、関係職員、障害者団体、ケアマネジャー、民生・児童委員、ボランティア団体などのネットワークを活用し、きめ細やかな情報提供に努めます。

#### 2) 啓発活動の推進

- ・社会福祉協議会や民生委員等と連携し、障害や障害者についての正しい認識を深めるための広報・啓発活動を推進します。
- ・障害者週間等各種行事等を通じて、啓発活動を推進します。また、障害者の作品展を開催するなど、障害者に対する理解を深める啓発活動を推進します。

### (3) 教育活動の推進

#### 1) 福祉教育の機会の充実

- ・ 障害のある人もない人も、幅広い年齢層が参加・交流できるイベントの実施や、介助体験、疑似体験などによるボランティア意識の醸成に取り組みます。また、ボランティア等を通じて、地域住民と大学(研究機関)・福祉施設等が連携し、地域における福祉教育を推進します。

#### 2) 交通安全教育の実施

- ・ 県や警察、関係機関と協力し、交通安全教室の啓発普及と広報活動の強化を図るとともに、老人クラブ、町内会など地域住民の組織を通じて交通安全教育や講習会などへの積極的な参加を促進し、市民の交通安全意識の高揚に努めています。また、交通安全対策及び高齢者に対する交通安全教育を推進します。

### (4) 市民活動への支援

#### 1) ボランティア・地域活動団体への支援

- ・ 地域に密着した活動を展開しているボランティアや地域活動団体が活動しやすい条件整備を進めるとともに、活動の育成を図るための助成を行っています。また、各団体の連携体制の強化を図り、地域に根ざした福祉活動が展開できるよう支援します。

#### 2) ボランティアの育成支援

- ・ ボランティア活動の活性化に向け、ボランティアの人材の発掘、確保、育成を支援します。また、学校・企業・各種団体等と連携を図るとともに、ボランティア保険加入の助成等を行うことで、ボランティア活動へ参加しやすい環境を整えていきます。

#### 3) ふれあい事業の充実

- ・ 「桜井市市民ふれあい福祉まつり」等のふれあい事業を充実させ、障害者と地域住民が交流し、理解を深め合える機会を設けていきます。



図. 桜井市市民ふれあい福祉まつり

## 第8章 構想の実現に向けて

### 8-1 バリアフリー基本構想の実現に向けた連携・協働

本基本構想の実現に向けては、「市民」「関連事業者」「行政」がそれぞれの役割を認識した上で、各主体の連携・協働を図りながら、社会全体の取組みとして進めていく必要があります。

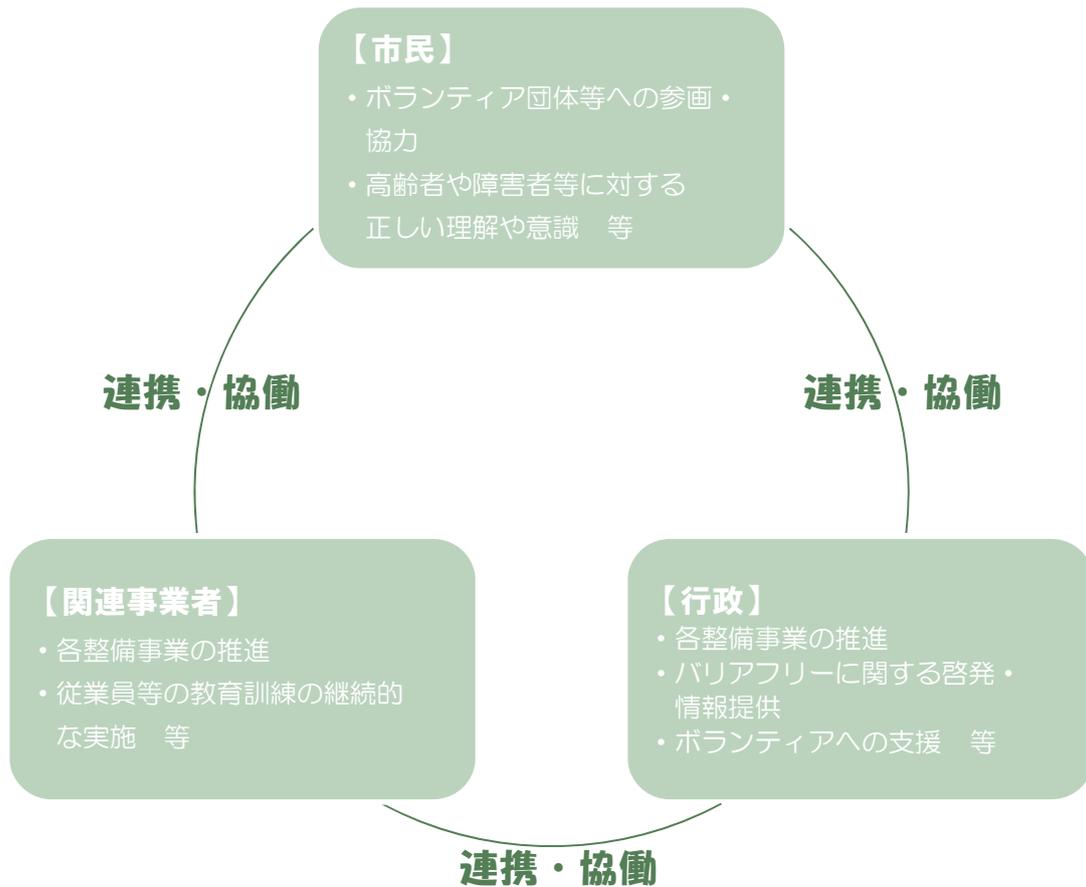


図. 市民、関連事業者、行政の連携・協働イメージ

## 8-2 バリアフリー基本構想の進行管理

### (1) バリアフリー基本構想推進のための組織の設置

本基本構想を着実に推進していくためには、関連事業者がそれぞれで事業を進行するだけでなく、関係者が連携して事業の効果や新たな課題及び対応策を共有することが重要となります。この共有する場として「桜井市バリアフリー基本構想推進協議会」を位置づけ、ハード施策、ソフト施策の取組みを継続して推進します。

### (2) 進行管理と検証・評価

本基本構想の基本理念である「みんなで作る、安全・快適に歩いて暮らせるまち 桜井」を実現するためには、各特定事業計画で示す事業の進捗状況・事業効果等を踏まえながら、必要に応じ見直し、さらなる改善につなげていく「段階的・継続的な発展（スパイラルアップ）」が欠かせません。

市民、関連事業者、行政で構成する「桜井市バリアフリー基本構想推進協議会」において、「計画（PLAN）」、「実施（DO）」、「確認・評価（CHECK）」、「見直し（ACTION）」による PDCA サイクルに基づき、事業の進捗状況や事業効果について検証し、検証結果に基づいた見直しを行っていきます。



図. PDCA サイクル

# 參考資料



## 参考資料

### ■ 策定の経緯

本基本構想は、学識経験者、市民、各種団体の代表、行政職員で構成される「桜井市バリアフリー基本構想推進協議会」が中心となって計画づくりを行いました。市民の意見を十分に反映するため、市民や障害者団体との「現地踏査」「ワークショップ（意見交換会）」を行いました。また、意見公募（パブリックコメント）を通じて、市民からの意向を踏まえた計画づくりを行いました。

表. 策定の経緯

開催日	内容
第1回 基本構想推進協議会 平成29年3月1日	1) 策定協議会設立の趣旨及び今後のスケジュール等 2) 近鉄・JR 桜井駅周辺のバリアフリーの状況 3) 桜井駅周辺地区バリアフリー基本構想（素案）
現地踏査 平成29年5月22日	ある特定の経路を歩き、移動する際の課題についてヒアリング
ワークショップ （意見交換会） 平成29年7月20日	鉄道駅・道路等の現状を示した資料を基に、重点整備地区内を移動する際の課題についてヒアリング
第2回 基本構想推進協議会 平成29年9月1日	1) 第1回策定協議会で頂いた主な意見と対応方針 2) 重点整備地区内の主な課題 3) バリアフリー化に向けた基本的な考え方
第3回 基本構想推進協議会 平成29年11月22日	1) 第2回策定協議会で頂いた主な意見 2) 関係機関等との協議結果 3) 桜井市バリアフリー基本構想（素案）
意見公募 （パブリックコメント） 平成30年1月4日 ～2月5日	桜井市バリアフリー基本構想（素案）に対する意見募集
第4回 基本構想推進協議会 平成30年2月19日	1) パブリックコメント等で頂いた主な意見 2) 桜井市バリアフリー基本構想（案）

表. 桜井市バリアフリー基本構想推進協議会 委員

	所属	役職	委員
経験者 学識	畿央大学	教授	三井田 康記
	建築士会桜井支部	支部長	山本 規子
一般	桜井市自治連合会	会長	河合 淳好
	桜井区	区長	阿部 賢二
	育成幼稚園	P T A代表	木山 倫
	桜井都市開発株式会社	部長	中井 次人
各種団体	桜井市社会福祉協議会	代表	奥田 武一 (H28) 柿坂 豊和 (H29)
	桜井市障害者(児)団体連合会	会長	松村 正晃 (H28) 佐々木 勝 (H29)
	桜井市肢体障害者協会	会長	溝口 明
	桜井市視覚障害者協会	会長	西手 保弘
	桜井市聴覚障害者協会	会長	西手 基雄
	桜井市肢体不自由児・者父母の会	会長	樋上 千香
	桜井市手をつなぐ育成会	会長	太田 淳子
	桜井市老人クラブ連合会	会長	吉澤 宏
交通事業者	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 企画課 (停車場協議)	課長	小谷 雅彦 (H28) 松尾 優 (H29)
	近畿日本鉄道株式会社 大阪輸送統括部施設部工務課	課長	山田 祐士
	奈良交通株式会社 自動車事業本部乗合事業部	課長	西本 多満男
	奈良県タクシー協会 桜井部会	部会長	辻 喜代一
官公庁	桜井警察署交通課	課長	吉川 典哲
	奈良県県土マネジメント部道路環境課	主幹	竹林 義之
	奈良県中和土木事務所 計画調整課	課長	西村 彰三 (H28) 出井 惣太 (H29)
	桜井市	理事	林 功
	桜井市まちづくり部	部長	清水 孝夫 (H28) 遠藤 政男 (H29)
	桜井市社会福祉事務所	所長	西川 昌秀 (H28) 石田 幸余 (H29)
	桜井市教育委員会事務局	局長	竹田 勝彦 (H28) 奥田 道明 (H29)
	桜井市都市建設部	部長	西村 光司 (H28) 松村 喜弘 (H29)

※ 敬称略 順不同

## 用語集

### 【あ行】

用語	解説
移動円滑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 高齢者・障害者等の日常生活や、社会生活における移動や施設等の利用の際に係る身体の負担を軽減し、移動または施設の利用上の利便性や安全性を向上させること。</li> </ul>

### 【か行】

用語	解説
グレーチング	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 道路の排水施設（側溝や排水柵）等の路面部分に、路面排水を集水するために設置される金属製の蓋。</li> </ul>
公共交通特定事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 基本構想で定めた移動等円滑化のために必要な事業のうち、特定旅客施設にあたる鉄道駅等で実施するバリアフリー化のために必要な整備（エレベーター、エスカレーターなどの設置、段差の解消など）、バリアフリーの一定の基準に適合した車両の購入などの事業。</li> </ul>
交通バリアフリー法	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」の通称。鉄道駅などの旅客施設や、その周辺の道路などの移動経路において、歩道の段差の解消や視覚障害者のための誘導ブロックの設置、または、鉄道駅のエレベーターの設置などにより、高齢者や身体障害者等が公共交通機関を利用してスムーズに移動できるようにすることを目的として制定された法律。平成18年12月20日にバリアフリー新法が施行され、ハートビル法と統合された。</li> </ul>
心のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ バリアフリー化に関する市民の理解と協力についての教育活動、広報活動等を通じた取組み。</li> </ul>

### 【さ行】

用語	解説
重点整備地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ バリアフリー化を一体的に進める必要のある地区。重点整備地区は、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、その他の施設と、これら施設を結ぶ徒歩経路で構成される。</li> </ul>
スパイラルアップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 具体的な施策や措置の内容について、施策に関係する当事者の参加の下、検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講じることによって段階的・継続的な発展を図っていくこと。</li> </ul>
生活関連経路	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 生活関連施設を相互に結ぶ経路。バリアフリー化事業を重点的に推進する必要のある道路、駅前広場などが対象になる。</li> </ul>
生活関連施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 「常に多数の人が利用する施設」「高齢者、障害者等が常時利用する施設」のこと。具体的には以下の施設が該</li> </ul>

	<p>当する。</p> <p>【常に多数の人が利用する施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旅客施設、大規模商業施設、文化施設、銀行・郵便局、官公庁、病院や公園等、高齢者・障害者等のほか、妊産婦や乳幼児連れ（ベビーカー）など様々な人が利用する用途の施設。</li> <li>・ 国・都道府県・市町村が管理する施設。</li> </ul> <p>【高齢者、障害者等が常時利用する施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老人ホーム・障害者福祉ホーム等の高齢者・障害者が多く居住する施設。</li> <li>・ 福祉サービス施設・老人福祉センター・障害者福祉センターなど高齢者・障害者等が常時利用する施設。</li> </ul>
--	--

### 【た行】

用語	解説
多機能トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ トイレ内が広く、手すりや水洗装置が設置されているなど、身体障害者やオストメイト（人工肛門・人工膀胱保有者）、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた方などの使用に配慮したトイレ。</li> </ul>
道路特定事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 基本構想で定めた移動等円滑化のために必要な事業のうち、道路におけるバリアフリー整備に関する事業。</li> </ul>
都市公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 都市計画法に規定する都市計画施設である公園または緑地、または都市計画区域内において設置する公園または緑地で、地方公共団体が設置するもの。もしくは国が設置する公園または緑地（国立公園や国定公園等は含まない）。</li> </ul>

### 【な行】

用語	解説
ノーマライゼーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 障害者等を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。</li> </ul>

### 【は行】

用語	解説
ハートビル法	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の通称。段差のない出入口、多目的トイレの設置など、建築物のバリアフリー化を目指した法律。平成18年12月20日にバリアフリー新法が施行され、交通バリアフリー法と統合された。</li> </ul>
バリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 高齢者・障害者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。障壁（バリア）には、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など、すべての障壁が含まれる。</li> </ul>
バリアフリー新法	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法</li> </ul>

	<p>律」の通称。平成18年12月20日に、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(ハートビル法)」と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」を一体化し、施策の拡充が図られた。</p>
--	---

## 【ら行】

用語	解説
路外駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設。時間貸駐車または無料で不特定多数の利用者が駐車できるものをいう(月極駐車場は路外駐車場に該当しない)。</li> </ul>
旅客施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 駅、バスターミナル、港、空港など公共交通機関を利用する旅客の乗降や待合などに利用される施設のこと。</li> </ul>